

第3章 基本理念と基本目標

3-1 基本理念

つくる、つたえる、つなぐ
～未来に続く ふるさと知多～

- 「つくる」 環境に配慮した持続可能な地域づくり、人材づくりを進める。
- 「つたえる」 次代を担う子どもたちに環境学習の場を提供することによって、環境の大切さやふるさとを守る気持ちを伝えていく。
- 「つなぐ」 持続可能な社会、私たちのふるさと知多を、未来へつなげていく。

前計画においては、「みんなでつくり 次世代につなぐ わたしたちのふるさと ちた」を基本理念として、様々な取組を進めてきました。

これからも、わたしたちが誇りと愛着を持つことができるふるさと知多を実現していくため、私たち一人ひとりの想いと行動を積み重ね、環境に配慮した持続可能な地域づくりと人材づくりを進めること（つくる）、そして、持続可能な社会としての私たちのふるさと知多を未来へつなげていくこと（つなぐ）を大切にしていきます。

さらに、未来に向けてより一層の取組を進めていくため、「つくる」と「つなぐ」を支え、発展させていく要素として、次代を担う子どもたちに環境学習の場を提供することによって、環境の大切さやふるさとを守る気持ちを伝えていく、「つたえる」を大切にしていきます。

持続可能な開発目標 SDGs (Sustainable Development Goals)

SDGsは、平成27年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた目標で、17のゴールと169のターゲットからなります。社会・経済・環境の様々な課題等に統合的に取り組むことにより、「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現をめざしています。

国においても、「第五次環境基本計画」（平成30年4月閣議決定）において、環境・経済・社会の課題は相互に密接に関連しており、複雑化してきているとした上で、地球規模の環境の危機を踏まえ、その解決に向かうためには、「SDGsの考え方も活用し、複数の課題を統合的に解決していくことが重要」としており、環境分野の大きな原則としてSDGsの考え方が組み込まれています。

本市では、「第6次知多市総合計画」において、SDGsは「理想の未来」に通じるものであり、「理想の未来」を実現するための様々な取組を通してSDGsを推進していくとしています。本計画においても、SDGsの考え方を踏まえ、市民、事業者、市のすべての主体がそれぞれの役割を担いながら協働し、環境・経済・社会の統合的向上と持続可能な社会の実現をめざしていきます。

SDGsの17のゴール



出典：国際連合広報センター

持続可能な社会の実現のイメージ



3-2 基本目標

(1) 学びと協働で、よりよい環境をつなぐまち

「持続可能な社会」を実現するためには、地域や地球の環境に関心を持ち、一人ひとりが自らできることを考え実行する、環境に配慮する人づくりがとても重要です。また、次代によりよい環境をつないでいくためには、一人ひとりの取組を地域や世代、分野を越えて協働し、展開につなげていく必要があります。

本市では、これまで環境学習への積極的な取組や、クリーンキャンペーンなどの活発なコミュニティ活動を展開してきました。今後も引き続き、持続可能な社会のための学習機会を充実し、特に次代を担う子どもたちが環境への理解を深め、持続可能な社会の担い手になることをめざします。これら環境学習のよりいっそうの充実により、その土台をさらに強固にし、市民、事業者、市の協働でよりよい環境を実現し、次代につなぐまちをめざします。

(2) 地球温暖化対策に向き合い、実践するまち

地球温暖化の進行が深刻な状況となっており、台風の大型化や集中豪雨の増加、熱中症の増加、農水産物への影響など、私たちの暮らしにおいても、その影響と考えられる現象が現れ始めています。化石燃料依存型の社会から脱却し、脱炭素化に向けた社会を構築することは急務となっており、それを支えるための革新的技術の開発と普及、さらには社会やライフスタイルの変革とともに、すでに気候に現れている影響や中長期的に避けられない影響に対処し、被害を回避・軽減する「適応」をしていく必要があります。

本市では、風力発電や太陽光発電、あいち低炭素水素サプライチェーンの取組など、再生可能エネルギーの導入が進んでいます。脱炭素社会の実現を視野に、さらに裾野を拡げ、「低炭素型ライフスタイル」への転換などによる温室効果ガスの排出抑制と、再生可能エネルギーの利用を推進するとともに、地域の実情や特性に応じた気候変動への適応を推進し、地球温暖化対策に向き合い、実践するまちをめざします。

(3) 資源を節約し、循環利用するまち

ごみ問題は、誰にとっても身近で、今すぐに取り組むことができる課題です。大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から、循環型社会へ移行していくためには、普段から環境意識を持って行動し、取り組んでいく必要があります。

本市では、ごみの減量と資源化を推進するため、指定ごみ袋にごみ処理手数料を上乗せした家庭系収集ごみの有料化や、資源の回収品目と排出機会の拡大を段階的に進めてきました。また、東海市との広域処理に向け、新たなごみ処理施設である西知多クリーンセンターの令和5年度完成をめざしています。広域処理により、ごみの分別・排出区分の見直しが必要なことから、ごみの排出マナーも含めて、周知・啓発を図ります。これらの取組により、適正に分別・排出されたごみが効率的かつ安定して処理されるとともに、循環型社会の構築に向けて、「もったいないの精神」が浸透して、ものや資源を大切に使い、地域全体でごみの減量や資源化に取り組むまちをめざします。

(4) 人と自然が共生し、生物多様性が保全されるまち

生物多様性は、あらゆる生命、すべての人間活動を支える基盤であり、地域特有の文化の源ともなっています。人間は、自然から様々な恩恵を受けていますが、過剰な人間活動や地球温暖化の影響を受け、今では、年間4万種もの生物が絶滅しているとも言われ、生態系システムそのものの崩壊も懸念されています。

本市は、田や畑、森林などの緑が市域の3分の1を占め、海岸線も有しています。緑の空間は、市内各所に位置しており、市民にとって身近な空間となっています。これまで「緑園都市」をスローガンとして緑化を推進し、臨海部に形成されたグリーンベルトや人工海浜（ブルーサンビーチ）は、自然に対する人間の適切な働きかけの意義と価値を教えてくれる財産となっています。また、森林や農地、ため池は生き物の貴重な生息空間となっています。これら自然環境の保全や質の向上を図り、生態系ネットワークを始めとした生き物の生息・生育空間の「つながり」を確保することで、人と自然が共生し、生物多様性が保全されるまちをめざします。

(5) 安全・安心・快適に暮らせるまち

公害のない社会は、わたしたちが安心して、生活を営む上で重要な基盤です。現在ある生活環境は、当たり前のもではなく、多くの人たちのこれまでの環境を良くする努力の結晶であり、これからの生活環境を良好なものとして保つためには、引き続き環境を良くする意識を持つ必要があります。

本市には、名古屋南部臨海工業地帯があることから、引き続き産業公害に対する監視を継続するとともに、市民が被害者になると同時に加害者にもなる生活騒音やペットの飼育マナー、ポイ捨て、不適切な土地管理などの身近な環境問題に対して、地域と連携しながら一人ひとりの意識向上と問題解決に取り組み、安全・安心で快適なまちをめざします。

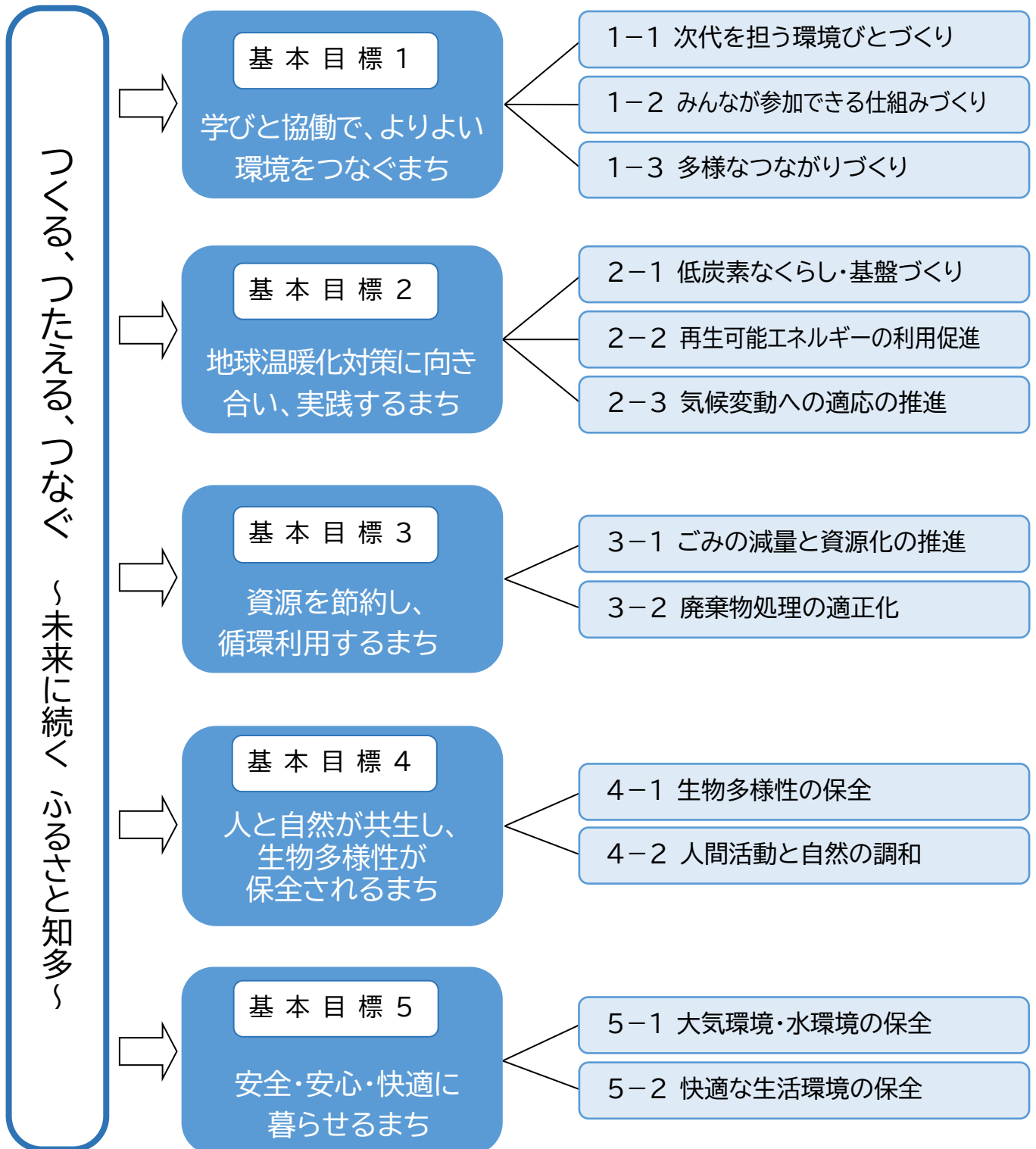
3-3 施策の体系

本計画の基本理念の実現に向け、市民、事業者、市がそれぞれの立場で協働することで、持続可能な社会の形成をめざし、5つの基本目標に12の基本施策を設定します。

【基本理念】

【基本目標】

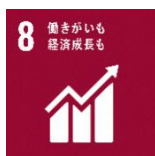
【基本施策】



第4章 目標を達成するための取組と役割

4-1 基本目標1 学びと協働で、よりよい環境をつなぐまち

【特に関連の深い SDGs の項目】



4-1-1 次代を担う環境びとづくり

取組

●環境学習の推進

環境問題は、専門家や関心を持った一部の人だけの活動で解決できるものではありません。これからも「一人の百歩よりも百人の一步」を合言葉に、一人ひとりの知恵と能力を活用しながら、連携、協働していくことが大切です。身近な環境に関心を持ち、「自分ごと」としてその解決のために、自ら学び取り、自主的に取り組むことができる人材を育成する場や機会が求められます。社会状況の変化やニーズを踏まえながら引き続き環境学習を推進し、環境に配慮した行動を心がける人の育成を図ります。

●自然と触れ合う機会・場の創出

生物多様性を実感し、自然の中で自らを取り巻く命を感じることは、環境や命の大切さを心で理解する機会ともなります。知る、学ぶ、遊ぶ、体験するなど、多様な形で自然と触れ合う機会や場の創出に努めます。

●次代の担い手育成【新規】

子どもや若者は、未来の持続可能な社会づくりの中核を担うことが期待される存在であることから、子どもや若者の学習や活動を支援し、次代を担う人材を育成していくことが不可欠です。

市内の多様な専門分野の事業者や関係機関等と連携・協力し、幅広い視野から地域の環境を考え、理解し行動する、人材育成のためのプログラムを作成し、次代の担い手育成を行います。

各主体の役割

市

- エコツアー、リサイクル創作教室、環境関連施設の見学など、子どもから大人まで、ライフステージに応じた環境学習を推進します。
- 次代を担う子どもたちが楽しみながら参加し、環境問題を考え理解できる講座を実施します。
- 次代の担い手を育成するため、学校教育の中で、豊かな自然と触れ合う機会の充実に努めるとともに、学校などへの環境教育や環境学習への参加を促します。
- 自然調査隊、竹の学校、樹木医と一緒に歩こう、市民農園など、地域の環境や活動を活かした環境教育を推進します。
- 地域団体との連携による自然観察会やグリーンベルトでの自然観察会など、自然と触れ合える環境学習プログラムやイベント等を開催します。
- 地域や事業者のニーズに対応した環境学習の実施に努めます。
- 学校と専門家、環境学習プログラムを提供する事業者との連携を図ります。
- 多様なプログラムを提供するため、研究機関や環境学習施設などとの情報交換や連携を図ります。
- 環境教育や環境学習の教材となる資料の充実に努めます。
- 職員自らも環境学習活動に積極的に参加します。
- 市民や事業者に環境に配慮した行動を呼びかけます。
- ウォーキングコースやプレーパークなどを適切に維持、管理します。

市民

- 環境関連講座や講演会、イベントなどに積極的に参加します。
- 次代を担う子どもたちへの環境教育や環境学習に参加、協力します。
- 地域の状況やニーズを踏まえた環境学習プログラムを企画、提案します。
- 環境問題に関心を持ち、環境に対する理解を深めたり、身近なことから取り組みます。

事業者

- 環境関連講座や講演会、イベントなどに積極的に参加します。
- 従業員を対象とした環境教育や環境学習の推進に努めます。
- エコマーク等の環境ラベルのついた商品の製造、提供を心がけます。
- 環境問題や消費行動に関心を持ち、より環境負荷の少ない事業活動をめざします。
- 次代の環境教育や環境学習に役立つプログラムや人材、場の提供に積極的に協力します。

4-1-2 みんなが参加できる仕組みづくり

取組

●わかりやすい環境情報の提供

自らを取り巻く環境の現状や人間（自分）と環境との関わりに気づき、理解することは、環境問題を「自分ごと」とするための第一歩です。エシカル消費など個人で簡単に取り組めることもあり、やってみることで世界が広がることもあります。また、先進的な取組などの情報は、自分にできることを考え、具体的に行動していくうえで参考になります。今後も環境情報や環境学習情報を収集し、広報やホームページ、環境学習の機会などを通して、分かりやすい形で提供するよう努めます。

●地域環境力の向上

自ら地域の課題を見つけ、地域全体としてよりよい環境や地域をつくっていかうという意識や能力を地域環境力と言います。地域環境力が向上することにより、住みよい環境をつくり、地域に住む人々の生き甲斐や活動の場を形成しながら、地域の活性化につなぐことができます。市民参画によるクリーンキャンペーンや公園管理などを通して、地域環境力の向上と、地域における環境活動の活性化を図ります。

●環境に配慮した事業活動の推進【新規】

市民、事業者、市が協働で環境学習や環境活動を推進するためには、事業者も主体的に関わり、事業者の理念や能力を十分に活かせる仕組みをつくる必要があります。市は、環境配慮や環境活動を行う事業者に、地域での学びの場や講師などを紹介し、お互いに学びあい、活かしかえる機会の提供に努めます。

コラム エシカル消費

人や社会・環境に配慮した消費行動のことで、倫理的消費とも言います。消費者それぞれが、食べることや使うこと、買い物など毎日の生活の中で、社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行います。

コラム 地域環境力

地域環境力とは、「地域の環境とその保全に取り組む住民の力が統合的に高まっていくような関係をつくりあげること」です。

環境・経済・社会の統合的向上と持続可能な社会づくりにおいては、「地域社会」を中心に考えることが重要です。

市

- 環境や環境学習について、広く情報を収集します。
- 地域の環境情報の収集に努めます。
- 広報、ホームページ、学校でのチラシの配布など、環境情報や環境学習情報を分かりやすく提供します。
- 子どもから大人まで多世代を対象とした環境に関する出前講座や環境関連施設の見学を実施します。
- 環境学習や環境活動の講師として、地域の人材を紹介、登用するよう努めます。
- 自然観察会やクリーンキャンペーン、地域ねこ活動、レジ袋削減・マイバッグ運動、フリーマーケットの開催など市民や地域による自主的な環境学習活動や環境活動を支援します。
- 市民と市の協働による公園の維持管理や安全対策を進めます。
- 事業者が環境に配慮した事業活動に取り組めるよう情報提供を行います。
- 事業者が環境に関する情報交換や交流を図る場を創出するよう努めます。

市民

- 環境問題を「自分ごと」として考えます。
- 環境関連施設の見学を通して、日常生活を見直します。
- 地域活動、学校などの環境活動に参加、協力します。
- 環境教育や環境学習などで学んだ知識、活動した経験などを分かち合うよう心がけるとともに、スキルを活かすため市に人材登録を行い、環境学習や環境活動の講師としての役割を担います。
- 地球環境や地域環境に関する情報に関心を持ち、情報収集を行います。
- 自ら地域の課題を見つけ、地域が主体となって、よりよい環境や地域をつくっていくよう努めます。
- 公園の維持管理活動（草刈り、清掃など）や共同花壇の花植えなどに参加します。

事業者

- 事業活動において環境に配慮します。
- 事業活動からの環境負荷を管理し、その結果の公表に努めます。
- 自らが行う環境活動の情報を地域や市に提供するよう努めます。
- 市民や学校の環境教育や環境学習に役立つ情報、プログラムの提供に努めます。
- 職場で環境に関わる研修を実施し、従業員の環境教育を進めます。
- 地域や市が実施する環境学習や環境活動に協力します。
- 環境に関する情報交換や交流を図る場に参加するよう努めます。

4-1-3 多様なつながりづくり

取組

●多様な連携・協働の推進

身近な自然や地域の環境についての環境教育や環境学習、環境行動を通じて、子どもから高齢者まで幅広い世代の人が、地域の多様な人との関わりの中から学び合い、環境配慮の意識を高め合い、人々のつながりや自分が暮らすまちを大切に思う共感の輪を広げます。そのために、市民、事業者、市がそれぞれ持つ情報の共有と相互の理解を図るため、情報の交換や交流する場を提供します。また、新たに一步踏み出そうとする人や、取組の輪を広げようとする人を支援するために、どこで・誰が・どのような活動をしているのか、どのような仲間や先達がいるのかといった情報の発信に努めます。

●広域連携による地域循環共生圏づくり

地域の資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会の形成をめざす、地域循環共生圏が各地で進んでいます。地域内で資源を循環させるだけでなく、都市部と農村、大都市と地方都市など、他地域と資源を補完し合い支え合うことで、地域の活力を最大限に発揮することが期待されています。

本市においても、市内のみに限らず、地域間で連携した広域的な地域循環共生圏のあり方について検討します。

コラム 地域循環共生圏

地域が特性を活かした強みを発揮し、地域資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域特性に応じて他地域等と共生・対流し、より広域的なネットワークや、人や資金などの経済的つながりを構築していくことで、国の「第五次環境基本計画」で提唱されました。地域でのSDGsを実践するものとして環境・経済・社会の課題の同時解決をめざす点が特徴で、環境で地域を元気にしようという取組が各地で始まっています。



地域循環共生圏のイメージ 出典：環境省資料

各主体の役割

市

- 地域の自然や環境について多様な主体が協働で取り組むための場の提供を図ります。
- 地域の自然や環境について、市民、事業者との情報の共有に努めます。
- 市民や事業者が行う環境活動を支援します。
- 市民や事業者が行う環境活動の情報収集、提供に努めます。
- 市民、事業者相互の環境に関する交流活動やネットワーク化を支援します。
- 県などが策定する環境についての広域的な計画について、情報収集を行います。
- 広域的な対応が必要な課題については、県や周辺自治体などとの連携を図ります。

市民

- 地域の環境活動に協力し、活動の輪を広げるよう心がけます。
- 家庭では、子どもの手本となるよう環境に配慮した生活をします。
- 環境に配慮した個人の取組を、地域や世代を越えて伝えます。
- 市民、事業者、市などが情報交換や交流を図る場に積極的に参加するよう努めます。
- 事業者、市とも情報を共有しながら、環境に配慮した行動に取り組みます。
- 自然観察会やエコツアーなど環境保全に関する活動やイベントに積極的に参加します。
- 地域や自らが行う環境活動の情報を発信します。

事業者

- 市民、市とも情報を共有しながら、環境に配慮した事業活動に取り組みます。
- 環境に関する活動やイベントに積極的に参加します。
- 自らが行う環境活動の情報を発信するよう努めます。
- CSR（企業の社会的責任）レポートや地域における環境活動などを通して、環境に対する考え方や取組内容などを発信します。
- 自社の環境活動などの取組を、地域や市民とも協働して行います。
- 地域や市民による環境活動に参加、協力するよう努めます。

4-2 基本目標2 地球温暖化対策に向き合い、実践するまち

この基本目標は、本市の地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進に関するものであり、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の規定による地球温暖化対策実行計画（区域施策編）として位置付けます。

【特に関連の深いSDGsの項目】



本市において地域の特性を踏まえた温室効果ガス排出量の削減に取り組むため、市域からの温室効果ガス排出量の現状と、2030年までの削減目標を示します。

地球温暖化の現状と動向

大気中の温室効果ガス濃度が高まって熱の吸収が増えた結果、気温が上昇しており、地球温暖化と呼んでいます。平成30年10月に国連の気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が公表した「1.5℃特別報告書」では、高温の増加や海水面の上昇など、地球温暖化により人類への深刻な被害や影響が出るかどうかの境界を「産業革命以降の世界の平均気温上昇を1.5℃に抑えること」とし、達成のためには、地球温暖化の大きな原因と言われている石炭や石油などの化石燃料の燃焼により排出される二酸化炭素の量を、2050年前後に実質ゼロにすることが必要とされました。これにより、世界各国は二酸化炭素が大半を占める温室効果ガスの排出量を減らす取組を加速的に進めています。

日本では、令和2年10月に首相所信表明演説で国が2050年までに温室効果ガスを全体としてゼロとすることを宣言し、令和3年10月には、2030年度の温室効果ガスの削減目標を46%（2013年度比）に見直し、さらには50%削減の高みを目指すとしました。

●計画で対象とする温室効果ガス排出量

本計画で対象とする温室効果ガスは、市域全体から排出される下表の二酸化炭素とします。

計画の対象、算出する温室効果ガス

種類	部門	定義
エネルギー起源	産業部門	第一次産業、第二次産業でのエネルギー消費が対象。（運輸部門は除く）製造業のエネルギー転換部門※を含む。
	家庭部門	家庭におけるエネルギー消費が対象。（自家用車に関するものは、運輸部門に含む）
	業務その他部門	産業・運輸部門に属さない、事業者、法人及び団体等のエネルギー消費が対象。製造業以外のエネルギー転換部門※を含む。
	運輸部門	人の移動や物資の輸送に関わるエネルギー消費が対象。輸送形態は自動車、鉄道、船舶に区分。自動車での移動・輸送は、通過交通は含まず本市発着分のみ。
非エネルギー起源	廃棄物部門	一般廃棄物の焼却処分に伴い発生する二酸化炭素排出が対象。

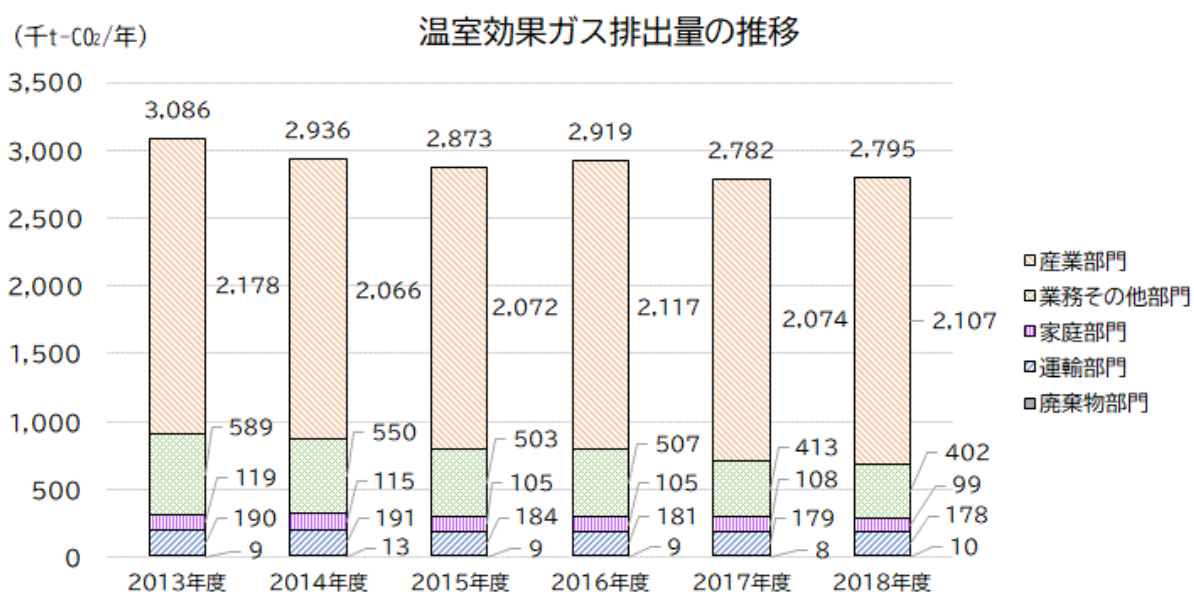
※発電事業、ガス供給事業、石油精製事業のエネルギーの自家消費に係る二酸化炭素排出

(1) 市内の温室効果ガス排出量

国及び本市の基準年である 2013 年からの温室効果ガス排出量の推移は以下のとおりで、その量は減少傾向にあり、9.4% (291 千 t-CO₂) 削減されています。

部門別では、産業部門が全体の約 75% を占めており、臨海部に工業地帯を擁する本市の特徴が表れています。

この工業地帯には、発電事業者、ガス供給事業者、石油精製事業者が立地してエネルギー供給拠点を形成しており、脱化石燃料に向けた技術の確立を進めています。このエネルギーが将来的に水素やメタンなどの合成燃料、また、水素などによるグリーン電力に切り替われば、周辺地域の脱炭素化に大きく貢献する可能性を保有しています。



コラム 市内で進められている脱炭素社会に向けた技術開発

脱炭素社会の実現に向け、燃焼しても二酸化炭素を排出しない新たなエネルギー資源として、水素やアンモニアの利用、水素と二酸化炭素による合成メタン (e-methane) を始めとした合成燃料、また、分離回収した二酸化炭素を貯留する CCS や、貯留した二酸化炭素を利用する CCUS など、様々な技術の開発が進められています。

本市の臨海部を含む、多様な産業が広く展開している中部圏は、二酸化炭素の削減や新たなエネルギー資源の需要に大きなポテンシャルを有しており、脱炭素社会に向けた技術の 2030 年以降の本格的な社会実装を図るため、様々な実証試験などが進められています。国際物流の結節点かつ産業拠点である名古屋港では、水素利用に向けた環境整備が進められており、本市でも、東邦ガス(株)が、水素サプライチェーンの構築に向け、知多緑浜工場に天然ガスを原料とした水素製造プラントの建設を進めています。水素の普及拡大に向けた基盤を構築するとともに、将来的には、知多緑浜工場を海外輸入水素の受入拠点とすることを目指しています。

また、南部浄化センターの下水汚泥処理で発生するバイオガス由来の二酸化炭素と、知多 LNG 共同基地における冷熱発電等の電力を用いて製造する水素を都市ガスの原料として利用し、ガス自体の脱炭素化も目指しています。

(株)JERA 知多火力発電所では、リプレース (建替) に合わせて水素の混焼利用が検討されています。

(2) 市内の再生可能エネルギー導入状況

石油、石炭等の有限な化石エネルギーとは異なり、自然界に常に存在する再生可能エネルギーは、発電時に温室効果ガスを排出しない、重要な国産エネルギー源です。

国の第6次エネルギー基本計画においても「2050年における主力電源として最優先の原則の下で最大限の導入に取り組む。」とされており、温室効果ガスの削減に向けては、エネルギーの消費量を減らす省エネとともに、再生可能エネルギーの導入による創エネを進めていく必要があります。

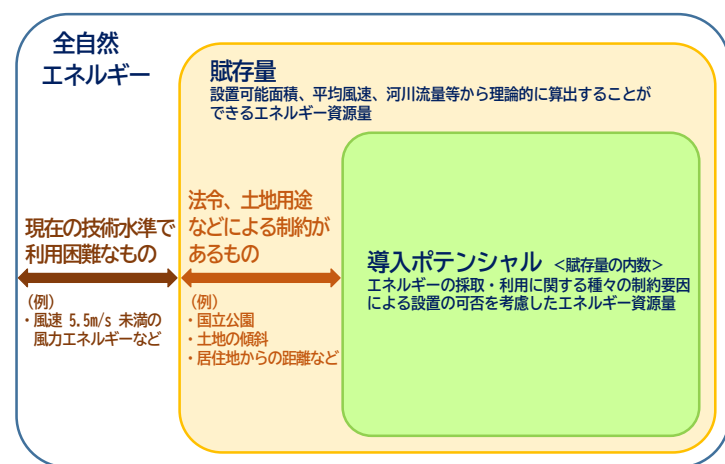
市内には、太陽光発電を中心に、バイオマス、水力、風力といった再生可能エネルギーが導入されており、固定価格買取（FIT）制度による導入状況は、2019年度現在、47,489kW（発電量 63,621MWh）となっています。

また、本市における電力需要量は、797,326MWhであり、需要量に対する再生可能エネルギーの割合は、7.9%となっています。

市内の再生可能エネルギー導入状況（2019年度）

	導入容量	発電量	電力需要量	再エネ割合
太陽光発電	45,655kW	59,049MWh	/	/
風力発電	1,700kW	3,693MWh		
水力発電	34kW	178MWh		
バイオマス発電	100kW	701MWh		
計	47,489kW	63,621MWh	797,326MWh	7.9%

コラム 市内の再生可能エネルギー導入ポテンシャル



本市の自然条件や、土地利用条件から活用が可能と考えられる太陽光発電・風力発電について、市域全体の再生可能エネルギー導入ポテンシャルを試算したところ、太陽光発電は導入容量 481,000kW（発電量 667,296MWh）、風力発電は導入容量 300kW（発電量 557MWh）のポテンシャルがあり、発電量の合計ポテンシャルは 667,853MWh という結果となりました。

また、知多市・東海市の一般廃棄物を処理する西知多クリーンセンターでは、バイオマス発電の一つである廃棄物発電（発電出力 5,220kW、年間発電量 29,000MWh）が予定されています。

温室効果ガス排出量の削減目標

(1) 2050年度までの目標

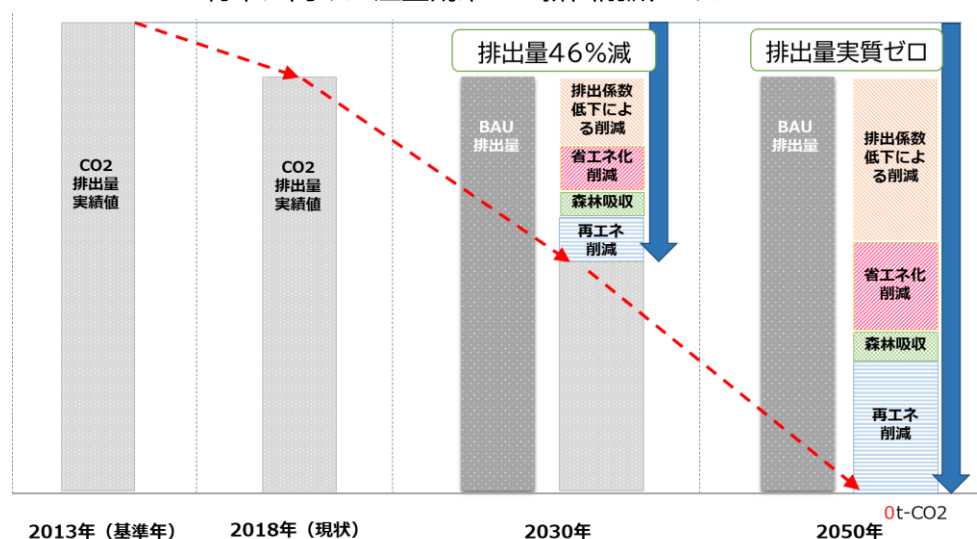
国は、令和2年10月に、2050年までに温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させるカーボンニュートラルの実現を目指すことを表明しました。本市も、令和3年8月に「ゼロカーボンシティちた宣言」を表明し、長期目標として2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることに挑戦します。

(2) 2030年度までの目標

2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、本計画終了年度でもある2030年までの中間目標は、国の削減目標を踏まえ、市域全体の温室効果ガスの排出量を、2013年度比で46%削減することを目標とします。

目標の達成には、国の計画に基づく省エネ化の施策や、様々な発電方法を組み合わせて電気を供給するエネルギーミックスの実現が前提としてあり、本市としても、削減に向けた取組の第一歩である省エネ化を最大限進めていくとともに、電気事業者が販売した電力を発電するためにどれだけの二酸化炭素を排出したかを推し測る指標である電力排出係数の低下にも寄与する再生可能エネルギーの導入を着実に取り組み、エネルギーの脱炭素化への貢献を目指します。

将来に向けた温室効果ガス排出削減のイメージ



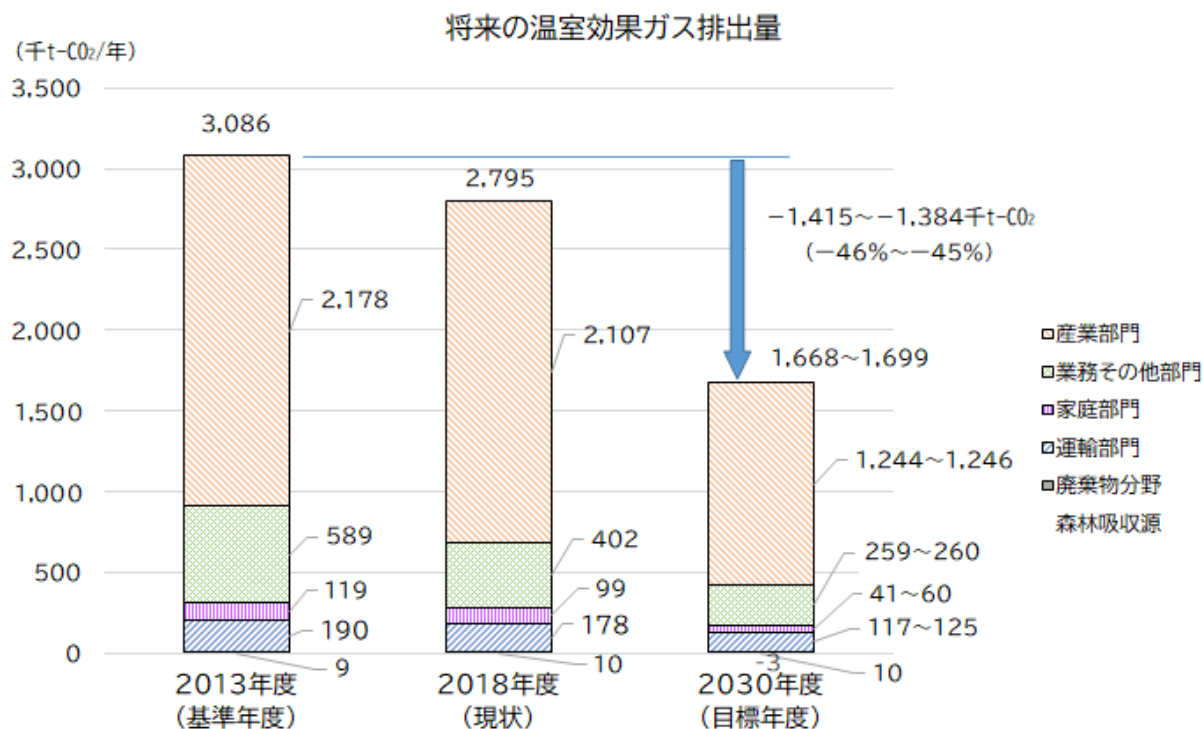
2050年までに温室効果ガスの実質排出量ゼロ

2030年度までに温室効果ガスの排出量を46%以上削減(2013年度比)

●将来の温室効果ガス排出量

将来の温室効果ガス排出量の推計は、今後の追加的な対策を見込まずに、社会動態に合わせて自然に推移した場合の現状すう勢ベース(以下、BAUという)による2030年の将来推計値から、電力排出係数の将来低下による削減量、国計画において示されている省エネ化施策に係る効果試算をベースとした省エネ化推進による削減量、森林吸収源による吸収効果分を差し引くことにより行います。差し引く削減量のうち、省エネ化推進によるものについては、進捗度の違いによるパターンを3種類(①施策実施による基準削減効果×0.5

～1.2、②基準削減効果×0.25～1.0、③基準削減効果×0～1.0) 設定して試算しました。
 その結果、2030年度の温室効果ガス排出量は、1,668～1,699千t-CO₂となり、2013年に比べて約46%～約45%(-1,415～-1,384千t-CO₂)削減と見込んでいます。



●温室効果ガス排出量削減に向けた新たな取組

市内の事業者と連携して水素、バイオ燃料、メタン等の脱カーボンマテリアルの供給を推進するとともに、海に面した緑園都市である本市の特徴を活かし、植物により吸収される炭素であるグリーンカーボンや海洋生物により吸収される炭素であるブルーカーボンの拡大を図るなど、多角的な取組を行っていきます。

再生可能エネルギーの導入目標

再生可能エネルギーは、目標とする温室効果ガス46%以上削減に対し、電力排出係数の将来低下や省エネ化などによる削減量が不足する分を補うものとして、年間発電量が107,515MWh～145,286MWh必要と試算されました。再生可能エネルギー導入ポテンシャルの試算結果も踏まえ、更なる再生可能エネルギーの導入を目指し、2030年度までの目標を設定します。

(1) 2030年度までの再生可能エネルギーの導入目標

2050年カーボンニュートラルに向けては、国の計画においても、再生可能エネルギーの主力電源化を目指すとしており、省エネ化とともに、地域との調和も図りながら、再生可能エネルギーの最大限導入を図っていく必要があります。

また、省エネ化の進捗に関わらず温室効果ガス削減目標を達成するためには、温室効果ガス削減が停滞した場合を想定して再生可能エネルギーの導入と利用を進めていかなければならず、試算された最大の発電量が必要となります。

よって、2030年度までの市内の再生可能エネルギーの導入目標は、次のとおりとします。

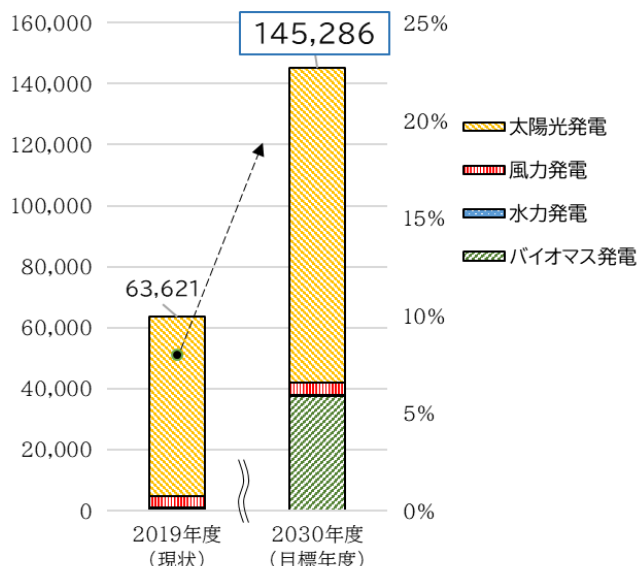
再生可能エネルギー年間発電量 145,286MWh 以上
(2019 年度実績 63,621MWh、2019 年度の電力需要量比で約 18%)

再生可能エネルギーの導入目標

		2019 年度 (現状)	2030 年度 (目標年度)
太陽光発電	導入量 (kW)	45,655	86,372
	発電量 (MWh/年)	59,050	111,714
風力発電	導入量 (kW)	1,700	1,700
	発電量 (MWh/年)	3,693	3,693
水力発電	導入量 (kW)	34	34
	発電量 (MWh/年)	178	178
バイオマス 発電	導入量 (kW)	100	5,320
	発電量 (MWh/年)	701	29,701
合計	導入量 (kW)	47,489	93,426
	発電量 (MWh/年)	63,621	145,286

※「風力発電」、「水力発電」、「バイオマス発電」については、西知多クリーンセンターの廃棄物発電分を除き、現状の数値を据え置いています。これらの再生可能エネルギーの導入も推進していきます。

(MWh/年)



なお、再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査の結果から、当面着実に十分な導入が可能な再生可能エネルギーは太陽光発電となりますが、バイオマス、水力、風力等、太陽光発電以外の再生可能エネルギーの導入も推進するとともに、電力以外の再生可能エネルギーである太陽熱利用システムや地中熱などの熱エネルギーの普及も期待されます。

再生可能エネルギーの中心となる太陽光発電については、地域内での自己消費を前提とし、初期費用を抑制する手法による導入を推進します。

また、官民や自治体間の連携によって更なる再生可能エネルギーの有効利用が図られる可能性もあり、協働による導入も推進していきます。

2050 年脱炭素社会の実現に向けて

地球温暖化の影響は、刻々と進行しています。このままでは、今の生活に多大な影響が発生するだけでなく、将来世代に大きなリスクを残す「待ったなし」の状況で、気温上昇を抑えるための行動を、今すぐに起こさなければなりません。

革新的な技術の開発により、産業部門では脱炭素が積極的に進められようとしています。脱炭素社会の実現には、特定の部分に頼った取組ではなく、社会全体の意識を高めていくことが求められます。

また、私たち一人一人も、脱炭素を自分のこととして捉え、身近でできることから取組を進めていく必要があります。

2050 年「ゼロカーボンシティちた」の実現に向けて、本市全体と各部門に対して、次の内容で脱炭素ビジョンを掲げるとともに、そこに向けたロードマップを設定します。

◆ 本市の脱炭素ビジョン

本市全体

- エネルギー産業のまちとしてエネルギー・資源の脱炭素化の牽引
- 緑園都市として吸収源活動の積極的展開
- 市内・市外への脱炭素エネルギー・マテリアル供給による愛知県、中部圏に対する脱炭素の貢献
- ゼロカーボンシティちた推進パートナー制度における協働による脱炭素の風土の醸成
- 脱炭素達成に向けた周辺市町村、市内外事業者との連携
- 脱炭素をはじめとする環境行動の推進による市の魅力向上
- 再エネの導入による災害時でも安心・安全なまちづくり
- 様々な都市機能が使いやすく配置され、容易にアクセスできるまちづくり



産 業

- 新しい技術の導入による脱カーボンエネルギー・マテリアル拠点への転換
- 工場および事業所におけるZEB^{*1}化、ZEF^{*2}化の推進
- 省エネ診断の推進及び産業用の高効率機器の導入による省エネ化の推進
- 再エネ導入及び再エネ由来のエネルギー利用の推進



業務その他

- 商業用施設や店舗等での省エネ診断及びZEB化、省エネ化の推進
- BEMS^{*3}の導入及び徹底的なエネルギー管理の推進
- 市内公共施設の省エネ化及び太陽光発電等の再エネ設備の導入推進
- COOL CHOICE^{*4}実施徹底の推進



家 庭

- COOL CHOICE実施徹底の推進
- 再エネ及びHEMS^{*5}の導入によるZEH^{*6}化の推進
- 廃棄物の抑制・分別回収の推進



運 輸

- 自家用車における電力交通及び水素交通の推進
- 公共交通における電力交通及び水素交通の推進
- 物流における水素交通の推進
- 徒歩移動、自転車利用、公共交通機関利用の推進



廃 棄 物

- 廃棄物発生抑制の推進
- マテリアル^{*7}及びケミカルリサイクル^{*8}の推進
- 西知多クリーンセンターにおける効率的な焼却エネルギー利活用
- 南部浄化センターから発生するバイオガスの有効利用の推進



- ※1 建物の運用段階でのエネルギー消費量を、省エネ化や再エネの利用によって削減し、限りなくゼロにするという考え方
- ※2 工場の生産段階でのエネルギー消費量を、省エネ化や再エネの利用によって削減し、限りなくゼロにするという考え方
- ※3 ビル内で消費されるエネルギーを可視化し、最適なエネルギー管理を目指すシステム
- ※4 省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動
- ※5 家庭内で消費されるエネルギーを可視化し、最適なエネルギー管理を目指すシステム
- ※6 家庭内で消費されるエネルギー量を省エネ化や再エネの利用によって削減し、エネルギー利用量を正味ゼロまたはマイナスにするという考え方
- ※7 廃棄物を新たな製品の原料として再生利用するリサイクル方法
- ※8 廃棄物を化学合成により他の物質に変え、その物質を原料にして新たな製品を作るリサイクル方法

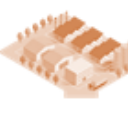
本市の脱炭素ロードマップ





本市全体

- 市内・市外への再エネ・脱カーボン材料供給
 - ・水素、バイオ燃料、メタン等の脱カーボン材料の製造開発に合わせた基盤整備
- ゼロカーボンシティ推進パートナー制度による脱炭素の協働
- 脱炭素を中心としたまちづくり
- 様々な都市機能が使いやすく配置され、容易にアクセスできるまちづくり
- 吸収源活動の積極的展開
 - ・グリーンカーボン及びブルーカーボンの拡大
- 脱炭素達成に向けた周辺市町村、市内外事業者との連携




産業部門

- 新しい技術の導入による脱カーボンエネルギー（材料）拠点への転換
 - ・水素、バイオ燃料等の脱カーボン材料の製造開発、市内市外への供給
 - ・排出される二酸化炭素のCCSによる固定化及びCCUSによる資源化
- 工場および事業所におけるZEB化、ZEF化
 - 省エネ診断の実施 → 産業用の高効率機器の導入、建築物の省エネ化の実施
- 再エネ導入及び再エネ由来のエネルギーの積極的利用



**業務
その他部門**

- 市内公共施設等への太陽光発電等の再エネ設備の積極導入
- COOL CHOICEの積極的実施
 - 省エネ診断の実施 → 商業用施設や店舗等での高効率機器の導入、建築物の省エネ化の実施




家庭部門

- 再エネ及びHEMSの導入によるZEH化
- COOL CHOICEの積極的実施
- 廃棄物の抑制・分別回収の積極的実施



運輸部門

- 自家用車、公共交通における電力交通の普及
 - 自家用車、公共交通、物流における水素交通の普及
- 積極的な徒歩移動、自転車移動、公共交通機関利用の選択



**廃棄物
部門**

- 廃棄物発生抑制
- 材料及びケミカルリサイクルの実施
 - 西知多クリーンセンターにおける効率的な焼却エネルギー利活用
- 南部浄化センターから発生するバイオガスの有効利用

ゼロカーボンシティの実現へ

4-2-1 脱炭素なくらし・基盤づくり

取組

●脱炭素型ライフスタイル・事業活動への転換【新規】

地球温暖化を防止するには、私たち一人一人の行動が重要です。賢く技術を使い、無駄をやめるというちょっとした行動の積み重ねが、温室効果ガスの大きな削減につながります。脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE」を推進し、楽しく無駄のないエコなライフスタイルや事業活動を取り入れます。

●建築物・設備の省エネルギー化の推進【新規】

本市の温室効果ガス排出量を部門別に見ると、いずれの部門においても減少傾向にあります。今後さらに温室効果ガス排出量の削減を進めるためには、建築物や設備における省エネルギー対策の強化が重要です。

建物の高断熱化と高効率設備による省エネルギー化に加えて、再生可能エネルギーにより建物で消費する年間エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物（ZEB）の普及が進められており、その取組は、住宅（ZEH）、工場（ZEF）にも、広がっています。

ライフスタイルだけでなく、設備や建築物の省エネ化の促進も図ります。

●公共施設における率先導入

本市では、令和11年9月に知多市庁内環境保全率先実行計画を策定し、環境負荷の低減に向けた取組を行ってきました。この間、省エネルギーや設備の運用改善等により一定の排出量の減少がみられるものの、近年は横ばい傾向となっています。

近年の脱炭素化に向けた地球温暖化を巡る動向を踏まえながら、今後、建設が予定されている新庁舎では、ZEBを見据えた先進建築物として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えて、エネルギー消費量を50%以上削減するZEB Ready以上の認証取得を目指すとともに、令和元年度に策定した現行の庁内率先実行計画に代わる新たな行動計画を策定することにより具体的な内容を明確にし、既存の公共施設において省エネ設備や再エネ設備の導入を率先して推進します。

●温室効果ガス吸収源対策の推進

植物には、太陽からの光エネルギーを利用して、大気中の二酸化炭素を有機物として固定するという、大気中への二酸化炭素放出を減らす重要な働きを持っています。

緑園都市としてまちづくりを進めてきた知多市の特徴を活かし、豊かな緑を適切な形で保全、継承し、緑を育むことで二酸化炭素吸収源の確保も推進します。

また、新たな吸収源対策として、藻類等が吸収した二酸化炭素であるブルーカーボンが注目されています。都市緑化等の吸収源対策を進めるとともにブルーカーボンなど、森林以外のその他の吸収源対策についても情報収集し、推進します。

各主体の役割

市

- 知多市市内環境保全率先実行計画に基づき、エネルギー使用の削減やエコ通勤の推進など、温室効果ガスの排出抑制に努めます。公共施設での率先した温室効果ガス削減の実行により、その効果の周知や啓発に努めます。
- 市民や事業者に対し、具体的な取組方法や効果の紹介も交えて、温室効果ガス削減の推進に向けた啓発を行うとともに、ゼロカーボンシティ推進パートナーとの連携強化に努めます。
- 住宅の省エネルギー推進や設備の省エネルギー機器の導入促進のため、中小企業に対する省エネ診断制度、市民や事業者が利用可能な補助等に関する情報を収集し、情報発信に努めます。
- 人々の行動に強制することなく働きかける、というナッジの活用により、温暖化対策に資するだけでなく快適な暮らしにもつながる「賢い選択 (COOL CHOICE)」を推進します。
- グリーンカーボンに資するため、臨海部の企業と協働して緑地帯の保持に努めるとともに、都市緑化を推進し、ブルーカーボンなど森林以外の吸収源対策についても、情報収集・推進に努めます。
- 公共施設を建築する際には、国が示した基本方針に沿って木材利用を図ります。

市民

- 未来の自分や子どもたちを意識した生活を心がけます。
- 地球温暖化対策のために「賢い選択 (COOL CHOICE)」を実践します。
- クールビズ、ウォームビズ、グリーンカーテン、住宅の断熱対策、省エネルギー機器の購入など、できることから取組を進めます。
- 家電を買い換える際には、省エネラベル5つ星の商品など、星の数で選ぶことに努めます。
- 温室効果ガス排出量の増加を招く宅配便の再配達を防ぐため、SNS でのお届け通知や自宅外での受け取り等のサービスの活用で、できるだけ1回で荷物を受け取るように努めます。
- 住宅の建替やリフォームを行う際には、住宅の断熱性能を高め、冬は暖かく、夏は涼しい家で暮らすように努めます。住宅を新築する際には、ZEH化を検討します。
- 緑にふれあい親しみ、緑を守り育てる活動に参加します。

事業者

- 省エネルギーセンターなどが実施する省エネ診断の制度を活用して事業活動を再点検し、エネルギーや資源のムダやムラをなくすよう努めます。
- クールビズ・ウォームビズ、グリーンカーテン、屋上・壁面緑化、事業所・工場の断熱対策、省エネルギー機器の導入等の取組を進めます。
- 空調温度を適正に管理する、使用していない場所の照明を切る、終業時にはパソコンの電源を抜くなど、身近なところから節電します。
- 製造、輸送、販売、使用などの各段階で、エネルギー使用の削減や合理化を進めます。
- 省エネルギー技術開発の推進や環境マネジメントシステムの導入に努めます。
- 事業所・工場を建築する際には、ZEB・ZEF化や木材利用を検討します。

4-2-1 脱炭素なくらし・基盤づくり

取組

●環境負荷の低い交通の推進

本市では、これまで道路や駐輪場など自転車の利用環境の整備、パークアンドライドの推進、公共交通機関の利用促進など、環境にやさしい交通行動を軸としたライフスタイルである「エコモビリティライフ」の推進に取り組んできました。

今後も、鉄道、バス、タクシーなど様々な交通機関が連携を深め、交通ネットワークづくりと地域の実情に合わせた持続可能な交通手段の導入を検討し、低炭素型交通の推進に努めます。また、バスの乗り方教室や出前講座などの取組を行い、地域公共交通への関心を高めるとともに利用促進を図ります。

●ゼロエミッション自動車（ZEV）の導入推進【新規】

自動車全体から排出される温室効果ガスは、日本全体の15%程度と言われており、「電気自動車（EV）」や、ガソリンと電気の両方を使う「プラグインハイブリッド自動車（PHV）」、水素を使って電気をつくる「燃料電池自動車（FCV）」など、走行時に排気ガスを出さない、ゼロエミッション・ビークル（Zero Emission Vehicle）の普及により、温室効果ガスを削減することができます。

コストや充電・充てんインフラの整備、製造時の温室効果ガスの排出などの課題もまだありますが、電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCV）等は、災害時の電源にもなり、私たちの生活に欠かせないものだからこそ、買い換える際には、エコな自動車への切り替えを促進します。

●温室効果ガスの削減にもつながる資源循環

わたしたちの利用する商品やサービスは、原材料調達から製造・物流・販売・リサイクル・廃棄に至るまでのライフサイクル全体の各工程で温室効果ガスが排出されます。大量生産・大量消費・大量廃棄型社会から、生産者と消費者がそれぞれ工夫し、廃棄物削減・資源を循環利用する循環型社会を目指すことは、脱炭素社会にもつながっていきます。

わたしたちの身近なところでは、ごみとして焼却される際に石油由来の温室効果ガスが排出されるプラスチックについて、バイオマス素材への転換や水平リサイクルなどが進められています。ライフサイクルを適切に考慮した資源循環を推進します。

コラム ペットボトルの水平リサイクル「ボトル to ボトル」

水平リサイクルとは、使用済み製品を原料として用いて、同じ種類の製品につくりかえるリサイクルのことです。ペットボトルは、新たな石油由来原料を使わずに、何度もペットボトルにリサイクルすることができる資源です。

知多市と豊田通商株式会社とサントリーグループは、ペットボトルの水平リサイクルに関する協定を令和4年12月16日に締結し、市が回収したペットボトルを、すべて新たなペットボトルへとリサイクルし、新たな石油由来原料を使わない持続可能な循環型社会かつ脱炭素社会の実現を目指します。

各主体の役割

市

- 県が取り組む「エコモビリティライフ」の推進に協力します。
- 様々な都市機能が使いやすく配置され、アクセスできる都市づくりを進めるとともに、公共交通機関の利用促進を図ります。
- 各種行政手続きの電子申請化に努めます。
- 排気ガスを出さない電気自動車や燃料電池自動車の公用車やコミュニティバスへの導入を推進するとともに、市民や事業者に対し、導入促進の啓発を行います。
- リサイクル・分別を推進し、温室効果ガスの削減につながる資源循環を推進します。
- フリーマーケットや地域情報サイトなどの紹介で、リユース活動を推進します。

市民

- 徒歩や自転車、公共交通機関を利用して、自動車利用を控えるよう努めます。
- 自動車を買換える際には、排気ガスを出さない電気自動車や燃料電池自動車の購入を検討します。
- マイバッグ・マイボトルや詰め替え品で、使い捨て商品の利用を少なくします。
- エコマーク付き商品、ラベルレス・再生ペットボトルなど環境負荷の低い商品を選ぶことに努めます。
- 気に入った服を長く大切に、着なくなった服をリユースなど、エコにおしゃれを楽しみます。

事業者

- 徒歩や自転車、公共交通機関を利用して、自動車利用を控えるよう努めます。
- 物流の効率化を図り、自動車の走行距離削減に努めます。
- リモートワークやオンライン会議など場所にとらわれない働き方を検討します。
- 車両を買換える際には、排気ガスを出さない電気自動車や燃料電池自動車の購入を検討します。
- ラベルレス・再生ペットボトルなど資源消費の少ない製品の製造に努めます。

コラム ゼロカーボンシティちた推進パートナー制度

2050年のカーボンニュートラルの実現のためには、それぞれの立場で取組を進めていく必要があります。環境に配慮した経営への転換が求められている事業者などと一緒を取組を進めていくため、「ゼロカーボンシティちたパートナー制度」を創設しました。

令和5年11月現在、脱炭素に向けて積極的に取り組んでいただける28の事業者や団体などを推進パートナーとして認定し、勉強会及び交流会の開催により情報共有を図って機運を高め、「ゼロカーボンシティちた」の実現を一緒に目指しています。

4-2-2 再生可能エネルギーの利用促進

取組

●再生可能エネルギーの導入促進

温室効果ガスの削減に向けては、エネルギーの消費量を減らす省エネとともに、太陽光・風力・地熱・中小水力・バイオマスといった発電時に温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーの導入による創エネを進めていく必要があります。

これまで、住宅用太陽光発電システムへの補助や公共施設へのソーラーパネルの設置などを実施し、その普及拡大に努めてきました。

今後も引き続き、環境に配慮し地域との共生を図りながら、再生可能エネルギーである太陽光、風力等の自然エネルギーの導入促進を図ります。

●再生可能エネルギー利用の最適化【新規】

脱炭素に向けてカギとなる再生可能エネルギーは、発電が天候に左右されるなど、不安定さも持っています。

そして、私たちが使用する電力も、毎時間同じではありません。創られた再生可能エネルギーを有効利用するために、ためる（蓄エネ）ことによる調整も重要です。

蓄電池に電気が蓄えてあれば、災害時に電気供給が停止した時にも、電気を利用できるなど、被害の影響を軽減するレジリエンスの向上にもつながります。

エネルギーを減らす（省エネ）、再エネを創る（創エネ）だけでなく、ためることで、再生可能エネルギーの有効活用を推進します。

コラム 再エネスタートしてみませんか

身近な再生可能エネルギーの太陽光発電ですが、導入にあたっては、気象条件のほかに、設置のための「初期費用」が障害とも、言われています。

近年では、自己所有で導入するだけでなく、施設所有者が提供する敷地や屋根などのスペースに、太陽光発電設備の所有・管理を行う会社（PPA 事業者）が太陽光発電システムを設置し、そこで発電された電力をその施設へ有償提供することで、初期設置費用や導入後のメンテナンス費用を回収する仕組みなどにより初期費用を抑えて導入することや、設備を設置できなくとも再生可能エネルギーを電源とした電気プランで電気を購入することもできるようになりました。

また、旧来の太陽光発電設備に比べ、極薄の太陽光発電設備（ペロブスカイト型太陽電池）も開発されています。この電池は、曲げることも可能で、従来の屋根などの設置場所だけでなく、将来的には、これまで以上に様々な場所での導入が可能になる可能性も持っています。

再エネ利用の一步を踏み出してみませんか。

再エネ  **スタート**
はじめてみませんか 再エネ活用

各主体の役割

市

- 第三者所有による太陽光発電の設置なども含め、公共施設における再生可能エネルギーの利活用を進めるとともに、国等の支援メニューの活用による再生可能エネルギーの導入を検討します。
- 市民や事業者に対し、再生可能エネルギーの利用促進の啓発を行います。
- 再生可能エネルギー導入時に市民や事業者が利用可能な補助等に関する情報を収集し、情報発信に努めます。
- 引き続き、ごみ焼却施設での廃熱のエネルギーを再利用した発電に取り組むとともに、西知多医療厚生組合を事業主体として、ごみの焼却により発生するエネルギーを効率よく回収できる西知多クリーンセンターの建設に向けた取組を進めます。
- 防災拠点となる公共施設に再エネ設備や蓄電池を導入し、再生可能エネルギーの有効活用と災害時の被害の影響を軽減するレジリエンスの向上を図ります。
- 太陽熱、地中熱、排熱などの未利用エネルギーの利用について調査、検討を進めます。

市民

- 太陽光発電や太陽熱利用など、再生可能エネルギーの利用に努めます。
- 住宅の建替やリフォームを行う際には、再生可能エネルギーの導入について積極的に検討します。
- 太陽光発電設備の導入時には、発電電力の有効活用や災害時の備えとして、蓄電池の導入のほか電気自動車やプラグインハイブリット自動車の導入も検討します。

事業者

- エネルギー調達に当たっては、契約時に環境配慮の視点もあわせて検討するなど、再生可能エネルギーの活用について検討します。
- 事業所・工場の建替や改築を行う際には、再生可能エネルギーの導入について検討します。
- バイオマスの利活用について調査、検討を進めます。
- 太陽熱、地中熱、排熱などの未利用エネルギーの利用について調査、検討を進めます。
- 再生可能エネルギーを活用したサービスの開発や導入の促進に取り組みます。

4-2-3 脱炭素技術の社会実装に向けて

取組

●脱炭素社会に向けた技術開発の促進【新規】

2050年の脱炭素化を実現するためには、再生可能エネルギー由来の電力の活用が有効です。可能な分野では、電気を動力源とする製品等の導入などにより化石由来の熱エネルギーから転換する電化を進めていくとともに、困難な分野においては、新たな技術の開発・実用化により、非化石燃料化・脱炭素化を進めていく必要があります。

バイオマスや廃食油などを原料としたバイオ燃料や、回収した二酸化炭素と水素を合成し、メタンなどの燃料や化学品を製造する技術など、2030年以降の将来的な実用化に向けて開発が進められており、技術開発の動向を把握するとともに、脱炭素化に向けた価値の理解の促進を図ります。

●中部圏低炭素水素サプライチェーンの推進【新規】

水素は利用時に温室効果ガスを排出せずに電気や熱を効率的に取り出すことができ、脱炭素化にむけた活用が期待されています。既に、燃料電池自動車などで水素の利用が始まっていますが、今後、更なる水素利用の普及拡大を図っていく必要があります。

現在、国内で流通する水素のほとんどが化石燃料由来によるもので、製造時に温室効果ガスを排出しており、再生可能エネルギーを活用して製造された水素などの利活用に向けた取組を展開していくために、「中部圏低炭素水素認証制度」が進められています。

その取組の一つとして、ガス事業者が、南部浄化センターの下水処理で発生したバイオガスから都市ガスを製造し、地域の企業は、都市ガスからガス改質装置で低炭素水素を取り出し、工場内で使用する燃料電池フォークリフトで利用しています。

今後も引き続き、地域や多様な主体と連携・協力することで取組を推進します。

●中部圏水素・アンモニアサプライチェーンビジョンの推進【新規】

新たなエネルギー資源として期待されている水素及びアンモニアの社会実装を実現するため、中部圏の自治体や経済団体等とが一体となった、「中部圏水素・アンモニア社会実装推進会議」で、取組を推進しています。

2023年3月には、「中部圏水素・アンモニアサプライチェーンビジョン」が取りまとめられ、このビジョンを基に地域一体となって、普及啓発や理解増進、利活用に向けた機運の醸成など、社会実装に向けた取組を進めていこうとしています。

本市には、発電事業者、ガス供給事業者、石油精製事業者などのエネルギー供給事業者が臨海部に立地しており、水素やカーボンフリーエネルギーを市域内外に供給するなど、中部圏の脱炭素化に貢献するまちを目指します。

各主体の役割

市

- 下水処理で発生する再生可能エネルギーであるバイオガスの有効利用を図り、県や事業者等と連携して中部圏低炭素水素サプライチェーンを推進します。
- 水素や新たな脱炭素技術について、イベントなどで理解促進を図ります。
- 中部圏水素・アンモニアサプライチェーンビジョンの取組を推進します。

市民

- 使用済みのてんぷら油（植物油）など、再生可能エネルギーの原料となり得る資源の回収に協力し、再生可能エネルギーの原料として活用できるよう検討します。
- 水素や新たな脱炭素技術の啓発イベントに参加します。
- 自動車を買う際には、選択肢の一つとして燃料電池自動車（FCV）の導入も検討します。

事業者

- バスやフォークリフトなどの事業車両への水素自動車化を検討します。
- 中部圏水素・アンモニアサプライチェーンビジョンに基づき、サプライチェーン構築や需要創出・利活用促進を進めます。
- 脱化石燃料化の動向を踏まえ、将来の変化を見据えた事業・経営の検討を行います。

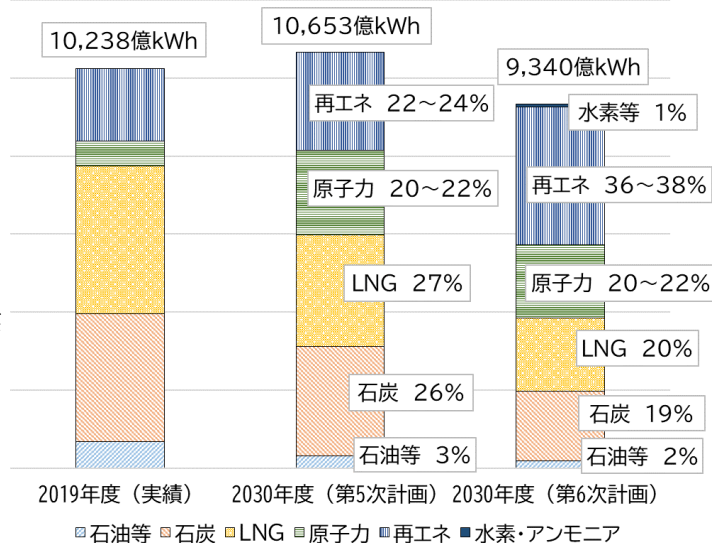
コラム エネルギー基本計画とは？

国のエネルギー政策の基本的な方向性を示すための計画で、現在の第6次エネルギー基本計画は、脱炭素化に向けた世界的な潮流などを受けて、令和3年10月に策定されました。

2050年カーボンニュートラルに向けて、

- ・再エネや原子力などを活用し、電気の脱炭素化を進めるとともに、水素・アンモニア発電などのイノベーションを追求。
- ・熱エネルギーの分野では、水素や合成メタン、合成燃料の活用などにより脱炭素化。
- ・再エネの主力電源化を徹底し、徹底した省エネの更なる追求。

エネルギー基本計画における電源構成



などの、第5次計画から各種取組の加速化が掲げられています。

4-2-4 気候変動への適応の推進

取組

●適応策の啓発【新規】

持続可能な社会の構築に向けた取組を進めていくには、地球温暖化の影響をくい止め、和らげる「緩和策」に加えて、地球温暖化によって、すでに起こっている影響に適応する「適応策」も重要です。

気候変動とその適応についての情報提供や意識啓発を進めることにより、適応に関する意識の向上と気候変動に備えた行動を促します。市民や事業者は、気候変動や適応についての関心を高めるとともに、自然災害等に備え必要な対策を進めます。

●連携による適応策の推進【新規】

地域の関係者と連携し、地域での適応策の実施に努めます。

また、個別の適応策を推進していく上でも、地域の関係者の協力が不可欠です。市民一人ひとりの健康や、まちづくり全般にわたり、対策を検討します。

コラム 適応策

これまで広く知られてきた「緩和策」と呼ばれる、温室効果ガスの排出量を減らす努力などに加えて、これからの時代は、すでに起こりつつある気候変動の影響への「適応策」を施していくことが重要になってきています。

例1：気象災害から守るための「適応」



例2：健康を守るための「適応」

こまめに水分補給したり、エアコンを適切に使い熱中症予防をする。



図 適応の例(気候変動適応情報プラットフォーム HP)

各主体の役割

市

- 適応策に関する取組を集約し、発信します。
- コミュニティや関係分野の従事者など地域の関係者と連携し、地域での適応策の実施に努めます。
- 気候変動とその適応についての情報提供や意識啓発を行い、意識の向上と気候変動に備えた行動を促進します。
- 気候変動に起因する災害や健康、農作物への影響などを防ぐために、被害予測やその適応策の実施に努めます。
- 災害については、ハザードマップの配布や防災訓練の実施、熱中症等については予防に関する情報など、適応策に関する情報を広く発信し、意識の醸成を図ります。

市民

- 熱中症等の予防のため、空調の利用や水分補給、体調把握などに努めます。
- 気候変動に伴い今後増加すると見込まれる自然災害に備えるため、家庭内での災害備蓄や、災害時の行動訓練の実施など、防災に関する準備を進めます。

事業者

- 気候変動に伴い今後増加すると見込まれる自然災害に備えるため、事業所施設の安全性について確認し、必要な対策を進めます。
- 災害時に従業員等が適切な行動をとれるよう、定期的な訓練の実施や行動マニュアルの作成などの取組を進めます。

4-3 基本目標3 資源を節約し、循環利用するまち

【特に関連の深いSDGsの項目】



4-3-1 ごみの減量と資源化の推進

取組

●4Rの推進

「過剰包装や使い捨て商品の購入を控える」、「簡易包装や量り売り商品を選択する」などの消費行動は、事業者の積極的な取組を促し、後押しすることにつながります。

これまでの3R（リデュース・リユース・リサイクル）の考え方を発展させ、リフューズ（必要のないものはきっぱり断る）も加えた「4R」を推進することで、活動をさらに広げていきます。まずは買う前に本当に必要なものか考え、必要のないものはきっぱり断り（リフューズ）、レジ袋削減や食品ロスの削減、フリーマーケットの実施などによりごみの発生そのものを抑制し（リデュース）、再使用（リユース）することでごみの減量を進めます。

資源を再生利用（リサイクル）するためには、資源やエネルギーの投入が必要なことから、環境負荷の低減という視点を踏まえて、適切にリサイクルを進めます。

●プラスチックごみの削減【新規】

近年、海岸へ漂着したり、海に漂う海洋ごみが問題となっています。海洋ごみにはプラスチックが多く含まれており、海洋の環境や観光・漁業などの経済活動へ影響を与えています。また、生態系へ影響を与え、海産物を通じて人の体に取り込まれ、人体に影響を与えることが心配されています。

令和2年7月1日より、全国でプラスチック製買物袋の有料化が行われました。今後は、本当にそのプラスチック製品が必要かを考え、私たちのライフスタイルを見直し、プラスチック製品の使用削減に取り組むことが大切です。また、使用したプラスチックごみは、適正に分別・排出・処理して、環境負荷の低減を図ります。

●食品ロスの削減【新規】

SDGsの目標の中で、小売りや消費について、1人当たりの食料廃棄を令和12（2030）年までに半減させることが掲げられています。国の第4次循環型社会形成推進基本計画や食品リサイクル法の基本計画でも、令和12（2030）年までに平成12（2000）年比で半減することを目標としています。まだ食べられる大切な「糧」をごみとしないため、本市独自の取組である「知多市いちごニャンコ運動*」をはじめ、食品ロス削減のための様々な取組を進めます。*P42 コラムを参照

各主体の役割

市

- 家庭で取り組めるごみ減量の手法を紹介します。
- 多量の廃棄物を排出する事業者に対しては、ごみの減量や適正な排出の指導に努めます。
- 物品を適切に使用、管理し、公共施設から排出するごみ減量に努めます。
- プラスチック製品の利用抑制やごみの散乱防止など、プラスチックごみ問題について市民や事業者への啓発を図ります。
- 廃プラスチックの流出を抑制するため、食品トレイ等の回収拠点を増やす取組に努めます。
- 「知多市いちごニャンコ運動」を展開し、食品ロス削減の啓発を図ります。
- 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会の先駆的な取組事例などを参考に、食品ロス削減の方策を検討します。
- ごみと資源の分別の徹底について啓発を図ります。
- 古紙の分別収集と再生紙の利用促進を図ります。
- 建設発生土の再利用や剪定枝の有効利用に努めます。
- リサイクルの状況を踏まえ、必要に応じて資源回収品目の見直しを検討します。
- ごみ処理手数料の適正化を検討します。

市民

- 修理可能なものは修理するなど、物を大切に使うよう心がけます。
- 買い物際には、ごみの排出まで考えて、量り売りや詰め替えの商品を積極的に選び、使い捨て商品の購入は自粛します。
- 簡易包装やマイバッグを利用しプラスチックごみを削減します。
- 「知多市いちごニャンコ運動」に取り組み、消費期限切れによる食品の廃棄や食べ残しなど食品ロスを減らすよう心がけます。
- ごみの排出時は、水切りの徹底に努めます。
- 家庭菜園などで、生ごみの堆肥化や剪定枝の有効利用に努めます。
- ごみと資源の分別の徹底に努めます。資源の集団回収や地域回収に積極的に参加します。
- フリーマーケットや不用品交換の活用を心がけます。

事業者

- 物品を適切に使用、管理し、廃棄物と資源の分別を徹底し、ごみ減量に努めます。
- 使い捨て商品の使用を自粛し、再生資源やリサイクル製品を積極的に利用します。
- プラスチックごみを削減するため過剰包装としない販売方法を考え、簡易包装を行います。
- 容器包装の回収に努めます。
- 製造業者は使い捨てにならない製品の開発に取り組み、販売業者は使い捨て商品の販売の抑制に努めます。
- 自社製品の分別方法や資源化方法など、リサイクルに関する情報提供を行います。
- 食品関連事業者は、食品ロスの削減とともに水切りの実施、肥料化や飼料化などに努めます。
- 「知多市いちごニャンコ運動」の取組に協力します。

コラム 「いちごニャンコ」で食品ロス削減

本市では、食品ロス削減のため、「知多市いちごニャンコ運動」を展開しています。

宴会では

乾杯後15分（いちご）とお開き前25分（ニャンコ）は自席で料理を楽しみましょう。

家庭では

毎月15日（いちご）、25日（ニャンコ）に冷蔵庫の中の食材をチェックしましょう。消費期限切れ等で捨ててしまう食品の種類、量、金額を把握するためのチェックシートを活用しましょう。

それ以外の外食では

小盛の注文や料理のシェアなどにより、「きれいに残さず、ごちそうさま」を心がけましょう。



（名前） いちごニャンコ
大切な食べ物をムダにしない！と心に決めている

4-3-2 廃棄物処理の適正化

取組

●ごみ処理施設の整備と適切な管理

ごみ処理施設の適正な管理を推進するために、施設の適切な維持管理の徹底や、エネルギーの有効活用、周辺環境に配慮した施設の運転管理を行います。

また、安全で安定したごみ処理の推進に向けて、第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画の「知多北部地域ごみ処理広域化計画」に基づき、東海市との広域処理に向け、西知多医療厚生組合を事業主体として、西知多クリーンセンターの令和5年度完成をめざします。

●適切なごみ処理の推進

「廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）」に基づき、廃棄物処理業者が適正な処理を推進するよう、指導します。不法投棄に対しては警察とも連携して毅然とした対応を取るとともに、不法投棄されやすい場所の定期的パトロールや防止看板設置等によって、不法投棄の防止に努めます。

市

- 安全で適切な廃棄物処理と施設の維持管理に努めます。
- 一般廃棄物最終処分場の安定確保に向け、衣浦港3号地廃棄物最終処分場と東鴻之巣最終処分場を併用した適切な運用管理に努めます。
- 「知多北部地域ごみ処理広域化計画」に基づき、引き続き東海市との広域処理に向けた取組を推進します。
- 不法投棄を未然に防ぐため、適正な土地管理の啓発や環境美化に努めます。
- ごみ出しルールの情報提供、啓発に努めます。
- ごみ出しや資源回収の問題点を把握し、市民と協働して改善に努めます。

市民

- ごみの行方（処理の実態）に関心を持ちます。
- ごみは、持ち帰るという意識を高め、ポイ捨てを行いません。
- ごみは、種類ごとの処分方法に従い、不法投棄を行いません。
- ごみ出しルール、マナーを守り、地域での啓発に協力します。
- 安全にごみを処理するため、発火性危険物などの分別に協力します。

事業者

- 自社製品の回収ルートの確立と適正処理に努めます。
- 安全で適正な廃棄物処理に努めます。
- 産業廃棄物を委託処理する場合は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）で適切に管理します。
- 廃棄物ごとの処分方法に従い、不法投棄を行いません。

コラム ごみ処理の広域化

本市と東海市の現在のごみ処理施設が耐用年数を迎える時期を見据え、両市のごみ処理施設を統合し、西知多医療厚生組合を事業主体として、西知多クリーンセンターの令和5年度完成をめざして、建設に向けた取組を進めています。

【新しいごみ処理施設のコンセプト】

- ア 長期間にわたる安全・安定的なごみ処理が可能で、経費を低減できる施設
- イ 災害時にごみ処理を継続して実施できる施設
- ウ ごみの焼却により発生するエネルギーを効率良く回収できる施設
- エ 周辺の自然環境や生活環境に配慮した施設
- オ 環境学習の場として活用できる施設

4-4 基本目標4 人と自然が共生し、生物多様性が保全されるまち

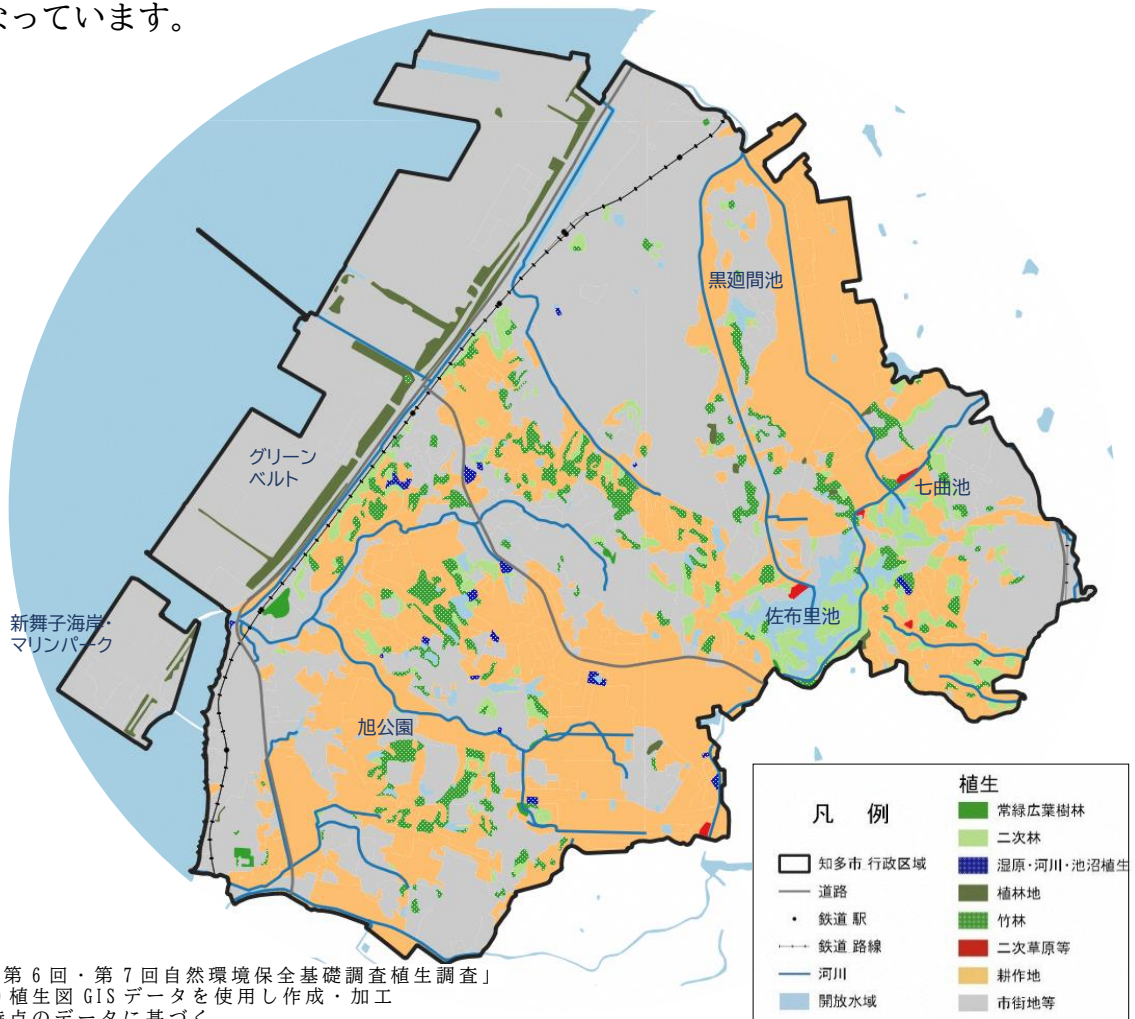
この基本目標は、本市の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関するものであり、生物多様性基本法第13条の規定による「知多市生物多様性地域戦略」として位置付けます。

【特に関連の深いSDGsの項目】



●本市の自然環境の状況

市全体になだらかな平坦地が続き、市の中部から東部地域にかけて、標高30mから65mの丘陵地となっています。市全域に二次林である里山と竹林が数多く点在しており、重要な緑地空間となっていますが、手入れ不足などから竹林の拡大が進むなどしており、適切な保全が必要となっています。臨海工業地帯の東側には緩衝緑地帯として幅約100m、長さ約6kmにわたるグリーンベルトが存在し、50年以上育まれた動植物の生息場所としての森となっています。また、市域の至るところに農地が広がり、大小53か所の農業用ため池が残され、水草やサギ類、トンボ類を始めとする多様な生物の生息生育空間となっています。



●本市における生物多様性保全の取組方針

<対象となる範囲>

本市全域を対象とします。

<方針>

本市の主要な自然環境は、佐布里池周辺の丘陵地や旧海岸線に沿った斜面地に残る里山や竹林、臨海工業地帯のグリーンベルト等のまとまりのある緑地、田畑などの農地と農業用の水を確保する場として活躍してきたため池などの水域など、昔から人々の生活とともに育まれてきたものです。

これからも地域の自然環境の特徴や、これまでに形成された人の暮らしとの関係性など場所ごとの特徴を活かした取組を進め、市全体における生物多様性の保全と持続可能な利用を図っていきます。

コラム 生物多様性ってなんだろう？

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種とも言われる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、すべて直接に、間接的に支えあって生きています。

<3つのレベルの多様性>

生態系の多様性	森林、里地里山、河川、湿原、干潟などいろいろなタイプの自然が存在
種の多様性	動植物から細菌などの微生物にいたるまで、いろいろな生きものが存在
遺伝子の多様性	同じ種でも異なる遺伝子により、形や模様、生態など多様な個性が存在

<生物多様性の恩恵>

私たちの暮らしは、食料や水、気候の安定など、多様な生物が関わりあう生態系からの恵み（生態系サービス）によって支えられています。

■基盤サービス

生命の生存基盤は多くの生きものの営みによって支えられています。

例) 酸素の供給、気温や湿度の調節、水や栄養塩の循環、豊かな土壌など

■文化的サービス

地域ごとに異なる自然と一体的な地域色豊かな伝統文化が育まれてきました。

例) レクリエーションや観光の場と機会、地域性豊かな文化、昔からの知恵と伝統など

■供給サービス

生きものの遺伝的情報、機能や形態を利用しています。

例) 食べ物、木材、医薬品、品種改良など

■調整サービス

私たちが安心して暮らせる環境の確保につながります。

例) 山地災害や土壌流出の軽減、大気汚染やヒートアイランドの緩和、花粉媒介など

<場所ごとの取組方針>

佐布里池周辺

○緑地や水域に生息する生物の生育・生息空間として、樹林地と水辺の保全を図ります。

○子どもを始め市民の自然体験やレクリエーション、環境学習の場として活用します。

(主な取組)

- 自然観察会の定期的な開催
- 市民協働による緑地保全活動
- 生物情報の収集・情報提供 など

旭公園（ベティさんの家旭公園）

○生態系ネットワークの重要性を認識できる公園の象徴として、海を越え日本列島を縦断して移動する蝶「アサギマダラ」が飛来する環境を創出します。

○多くの市民が親しみを持ち利用する多目的な公園として、四季折々の自然に触れ合い学べる環境学習の場として活用します。

(主な取組)

- アサギマダラが生息する環境づくり
- 竹の学校などの環境学習 など



グリーンベルト

○多様な生物の生育・生息空間として、また工業地帯における生態系形成の場として、保全を図ります。

○市民、事業所との協働による環境学習の場や、知多半島生態系ネットワーク協議会の活動拠点として活用します。

(主な取組)

- 自然観察会の定期的な開催
- 市民・企業協働による緑地保全活動
- 生物情報の収集、情報提供 など



新舞子海岸・マリンパーク周辺

○海域の水質や海岸環境の保全を図ります。

○市民の憩いの場として、海岸や海浜緑地等のレクリエーション機能の充実を図ります。

(主な取組)

- 海域の水質把握
- 海岸クリーン活動 など



里山・農地・ため池

○市街地を囲む緑地空間としての機能を重視し、多様な生物が暮らす里山の環境と、水路やため池などとともに農地の保全を図ります。

○水路やため池など、水生生物等の生息空間としての環境保全を図ります。

(主な取組)

- 市民協働による里山保全活動や自然観察会
- 稲作体験
- 耕作放棄地対策
- 市民農園
- 地産地消の推進
- 環境保全型農業の促進
- ため池の適切な整備、維持管理 など



4-4-1 生物多様性の保全

取 組

●多様な生物の生息・生育環境の保全

市域の3分の1を緑が占め、海岸線を有し、緑園都市を掲げる本市では、緑の空間は、市域の各所に位置しており、市民にとって身近な空間となっています。臨海部の緩衝緑地帯として整備されたグリーンベルトは、多様な動植物が生息する貴重な緑の回廊となっています。市内では里山再生事業やみどりの少年団など数多くの団体が活躍しています。その他にも、佐布里池周辺の緑地の保全、花いっぱい運動、生垣設置等に対する補助など緑化の推進に努めてきました。今後も引き続き多様な生物の生息・生育環境の保全と緑化を推進します。

●特定外来種・鳥獣害の対策の推進

生態系に大きな影響を及ぼすおそれのある外来生物などが、放流・放棄されることがないように情報提供・意識啓発に努め、市民団体などと協力し対策を検討します。また、カラス、ハクビシンやヌートリアなど有害鳥獣への計画的な対策を進め、農業被害の防止に努めます。

●生態系ネットワークの形成【新規】

県では、生物多様性を将来にわたって確保するため、保全すべき自然環境や優れた自然条件を有する地域を核とする、生態系ネットワークの形成に取り組んでいます。知多半島地域の活動団体や企業、大学、自治体による「知多半島生態系ネットワーク協議会」に参画し、広域かつ多様な連携のもと、佐布里水源の森、公園、社寺林、グリーンベルトなどの貴重な資源を活かした生態系ネットワークの形成や、拡大する竹林対策や耕作放棄地問題などの地域課題に取り組めます。

各主体の役割

市

- 臨海工業地帯のグリーンベルトやブルーサンビーチを一連の地域環境資源として位置付け、保全します。
- 佐布里池周辺を中心に、緑地と水辺の保全に努めます。
- 生き物の生息・生育環境を守り、創造する活動や緑化活動、自主的な清掃活動を支援します。
- 市民や事業者が緑化に関する知識を得たり、緑地保全活動に取り組むきっかけとなったりするよう、竹林づくり講座などの充実に努めます。
- 動植物の生息・生育空間を保全するため、水辺の多自然型の環境整備に努めます。
- 地域の植生に合った緑化、緑地の整備に努めます。
- 特定外来種の駆除や拡散の抑止に努めます。
- 佐布里池周辺やグリーンベルトを核とした生態系ネットワークの形成を図ります。
- 生態系ネットワークの取組に参画します。

市民

- 自然観察会に参加するなど、身近な生き物や自然環境に関心を持ちます。
- 動植物の生息・生育場所を保全し、創造する活動、河川や海岸の清掃活動などに参加、協力します。
- 竹害の拡大を防ぐため、竹林を適切に管理するよう心がけます。
- ペットは最後まで責任を持って飼育し、自然の中に放しません。
- 野生動植物の生息環境に外来種を持ち込み、生態系を乱しません。
- 庭やベランダなど敷地内の緑化や、住宅地などに新たに生垣を設置するよう心がけます。
- 庭や花壇には、地域の植生に合った植物や生き物の集まる植物を植えるよう努めます。

事業者

- 臨海工業地帯のグリーンベルトは、貴重な地域環境資源として保全に努めます。
- 工場、事業場などの緑化に努めます。
- 動植物の生息・生育場所を保全し、創造する活動、自然観察会、河川や海岸の清掃活動などに参加、協力します。
- 動物のむやみな放棄を助長するペット販売行為は行わないように努めます。
- 生態系ネットワークの形成に貢献する緑地の配置に努めます。

4-4-2 人間活動と自然の調和

取 組

●秩序ある土地利用の推進

土地利用に当たっては、自然環境を保全するとともに、地域の特徴を活かした発展を図る中で、安全かつ健康的で文化的な生活環境の確保と市全体の均衡ある発展を図ることを基本としています。本市には、水辺空間や自然環境資源が残されており、里地里山、ため池、農地の維持や保全を図ることで、環境負荷を低減するとともに、自然環境に配慮した利活用に努めます。

●地産地消・旬産旬消の推進

物流や商品の保存面で制約のあった時代には地産地消、旬産旬消は当然のことで、その好循環が自然と調和した持続可能な生活を支えてきました。私たちは、世界中から集まるものの中から選べる自由を手にした反面、地域の農業が衰退したことによる、農地の荒廃も見受けられます。地域の環境を支える農業を守り、地域から自然の恵みを持続的に入手するためにも、地産地消、旬産旬消の推進を図ることが必要です。さらに、地域の特産物の利用促進や付加価値の向上を図ります。

●環境に配慮した農業の推進

農道整備や水路整備などの農業基盤整備においては、環境への負荷を最小限にとどめ、地域循環型社会の形成をめざし、グリーンツーリズムの振興を図りながら、物質交流や人的交流などの活性化に努めます。また、遊休農地の活用、ため池周辺の整備、農業体験の推進などにより、農地の保全・有効活用を推進します。

各主体の役割

市

- 国土利用計画、都市計画マスタープラン、緑の基本計画に基づき、自然環境に配慮した土地利用を進めます。
- 無秩序な農地転用を抑制し、優良な農地の確保と保全に努めます。
- 地産地消や旬産旬消の普及・啓発に努めます。
- 給食材料にはできる限り地元の農産物を使用します。
- 国産材や国産間伐材を利用した製品の購入、使用に努めます。
- 食育や耕作体験などの機会を利用して、農業への理解が深まるよう努めます。
- 農業基盤整備においては、環境への負荷を最小限にとどめます。
- 環境保全型農業を推進し、農家が行う環境に配慮した農業への支援に努めます。
- 市民農園や家庭菜園など、身近な農作物栽培の推進を図ります。
- 耕作放棄地について調査し、解消を進めます。

市民

- 自然の恵みに感謝し、自然を大切にします。
- 農業体験を通じて、農業や食の大切さを学びます。
- 地元の食材や旬の食材の購入、使用に努めます。
- 国産材や国産間伐材を利用した製品の購入、使用に努めます。
- 農薬、化学肥料については用法、用量を守り、農薬等を適切に使用するなど、環境に配慮した農業の推進に努めます。
- 自然と親しめるウォーキング、サイクリング、プレーパーク、自然観察会などに出かけます。

事業者

- 開発行為を行う場合は、優良農地や樹林地などの保全に努めます。
- 大規模開発など生態系への影響が顕著な事業は、適切な代償・緩和措置の実施に努めます。
- 自然の恵みに感謝し、自然を大切にします。
- 小売業者は、地元の食材や旬の食材の積極的な入荷、販売に努めます。
- 飲食店などは、地元の食材や旬の食材の積極的な購入、使用に努めます。
- 農業を営む際は、農薬、化学肥料をできるだけ使わないようにし、使用する際は用法、用量を守り、適切に使用します。
- 国産材や国産間伐材を利用した製品の購入、使用に努めます。

4-5 基本目標5 安全・安心・快適に暮らせるまち

【特に関連の深い SDGs の項目】



4-5-1 大気環境・水環境の保全

取組

●環境負荷低減

大気汚染や水質汚濁の原因物質には、工場や自動車、家庭などから排出されるもののほか、偏西風などにより海外から運ばれるもの、農地や市街地から風で巻き上げられるものなど自然由来のものがあります。事業者については、濃度規制に加えて総量規制の導入など法規制の強化もあって対応が進んでいますが、市民においても環境負荷の低減に向けた取組を推進するよう努めます。

●監視体制の充実

本市では、市内に大気汚染測定所を設置し常時監視を行っているほか、河川や海域の水質調査も定期的を実施しています。また、公害防止協定等を締結した事業場を対象とした排水、使用燃料、排ガスの立入調査についても計画的に実施しています。今後も引き続き調査を実施し、監視体制の充実に努めます。

●水資源の保全

水資源の保全の問題については、流域（集水域）単位で考えることが一般的で、広域的な取組が必要とされています。本市を取り巻くものとして、すでに県などにより「あいち水循環再生基本構想」や構想に基づく「尾張地域水循環再生行動計画」、伊勢湾流域圏についての「伊勢湾再生行動計画」が策定され、水質や生物多様性の保全など多面的な取組が盛り込まれています。水利用の状況や森林、農地、都市の土地利用形態を検討し、水質、水量、生態系、水辺の観点から水循環の再生に向けた取組を推進します。

各主体の役割

市

- 降下ばいじんなど、広域的な取組が必要なものについては、近隣自治体などと連携、協力しながら対策を進めます。
- 政令で定める廃棄物（農業を営むためにやむを得ないもの等）以外の野焼きについて指導を行います。
- 大規模な環境負荷の発生源となる工場や事業場と公害防止協定や環境保全に関する覚書を締結し、計画的な立入調査を実施することで、大気汚染や水質汚濁の防止を図ります。
- 污水处理施設や浄化槽への負荷が少なくなるように、家庭でできる生活排水対策を啓発します。
- 農薬や化学肥料の適正な使用を呼びかけます。
- 公共下水道への接続促進を図るとともに、処理区域外では単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えや適正な管理の啓発を行います。
- 常時監視体制により、大気汚染状況を的確、効率的に把握します。また、河川や海域の公共用水域は、水質調査を定期的実施します。
- 公共施設においては、雨水利用システムの導入を推進し、建設や改修をする場合は、節水型の設備や機器の導入に努めるとともに、市民に対して節水の啓発を行います。
- 雨水浸透ますや透水性舗装の採用により、雨水の地下浸透に努めます。
- 保水力を維持するため、緑地、農地、ため池などの保全に努めます。

市民

- 日常生活に起因する公害の低減に向け、一人ひとりが意識を持って行動します。
- 調理くずや油は流さない、食器などのひどい汚れは、不用な紙などで拭いてから洗うよう努めます。また、洗剤や石けんの適切な量の使用に努めます。
- 風呂の残り湯や一度使用した水、雨水を洗濯、散水、洗車に利用するよう努めます。

事業者

- 市との公害防止協定や環境保全に関する覚書を締結することにより、大気汚染や騒音などの環境汚染の未然防止に努めます。
- 農業を営む際は、農薬、化学肥料をできるだけ使わないようにし、使用する際は用法、用量を守り、適切に使用します。
- 薬品の適正な使用に努めます。
- 節水型の設備や機器の導入、雨水や一度使用した水の利用に努めます。
- 雨水浸透ますや透水性舗装の採用により、雨水の地下浸透に努めます。

4-5-2 快適な生活環境の保全

取 組

●騒音・振動・悪臭の発生抑制

騒音、振動、悪臭の発生源は、工場や事業場、自動車や鉄道、日常生活に伴うものまで多種多様で、その感じ方も一様ではありません。生活習慣の違いや、農地と住宅地の接近のように、まちの状況の変化が新たな苦情の原因となっている場合もあります。規制の対象となるものは、引き続き監視や指導に努めるとともに、個々のマナーやモラルによるものなど、法令による規制に馴染みにくいものについては、啓発により意識の向上を図ります。

●化学物質による環境リスクの低減

産業発展に伴い、その利便性から多くの化学物質が製造され、私たちの生活を支えています。中には、人体や生態系への悪影響という負の側面を持つものもあります。化学物質排出移動量届出制度（P R T R制度）による管理や、P C B廃棄物対策、ダイオキシン類対策も進められていますが、有害性についての情報が十分でないものや環境中への排出実態が十分把握されていないものもあります。引き続きダイオキシン類の測定を実施するとともに、化学物質のリスクについての情報収集と提供に努めます。

●環境美化の推進

本市では、知多市環境美化条例を制定し、市民、事業者、市などが一体となって、クリーンキャンペーンに継続して取り組み、環境美化の意識を育んできました。お互いに清潔で快適な生活を送ることができるよう、ルールやマナーの徹底を呼びかけます。また、今後も空地・空家の雑草や不法投棄などの土地管理の問題、犬や猫のふん尿などによる問題に地域と連携して取り組み、地域の環境美化に努めます。

各主体の役割

市

- 工場や事業場における騒音、振動の改善指導を行います。
- 特定建設作業届出者には、低騒音、低振動型建設機械の使用を指導します。
- 近隣騒音防止に関する啓発やカラオケ、拡声器など営業騒音に対する改善指導を行います。
- 暴走行為や海岸などでの夜間騒音（拡声器、花火など）に対する取締強化を関係機関へ働きかけます。
- 悪臭関係工場などに対し、悪臭の漏えいがないよう施設の点検、改善を指導します。
- 化学物質に関する情報の収集と市民や事業者への情報提供に努めます。また、ダイオキシン類の測定を実施します。
- 「知多市環境美化条例」「知多市火災予防条例」や「知多市空家等の適正管理に関する条例」に基づき、管理されていない空地や空家対策を進めます。
- クリーンキャンペーン、地域ねこ活動など、市民や地域が自主的に行う環境活動を支援します。
- ペットの飼育などについての意識啓発を行います。

市民

- 近隣に迷惑となる騒音、振動、悪臭を発生しないよう努めます。
- 化学物質に関心を持ち、正しく理解します。
- ペットを飼うときは、マナーを守ります。
- 野良猫などに対する無責任な餌付けを行いません。
- 所有する土地などについて、雑草の繁茂など周辺の迷惑にならないように、適正な維持管理に努めます。
- クリーンキャンペーン、地域ねこ活動などの環境活動に積極的に参加します。

事業者

- 事業活動に伴う騒音、振動、化学物質、大気汚染物質、水質汚濁物質について、規制基準・排出基準などの遵守を徹底します。
- 化学物質に関する情報収集を行い、適切な対策を講じます。
- 化学物質は適正に管理するとともに、監視、測定を行い、使用実態の情報を提供します。
- 所有する土地などについて、雑草の繁茂など周辺の迷惑にならないように、適正な維持管理に努めます。
- 事業所周辺の美化に努め、社会貢献として環境美化活動に参加します。

第5章 推進体制と進行管理

本市がめざす環境・経済・社会の統合的向上と持続可能な社会の実現に向けて、次のような推進体制の構築を図り、適切な進行管理を行います。

5-1 推進体制

(1) 市民、事業者、市の協働

本計画を推進するため、市民、事業者、市の各主体がそれぞれの役割と責務を果たしながら自主的な取組を進めるとともに、各主体の協働により、取組と行動の輪を広げ、環境・経済・社会の統合的向上を図ります。また、持続可能な社会の実現には、将来の本市を担う次代の環境意識の向上が必要不可欠であることから、子どもや若者などへの環境学習を進め、協働の根幹となる人材育成に力を注ぎます。

また、市内各所で展開される環境学習や環境保全活動の情報を収集し、発信していくことで、各主体が活動に参画しやすい環境をつくるとともに、そのネットワーク化を図ります。

(2) 庁内の取組

本計画を推進するための事業の立案・実施には、関係各課が主体的に取り組みます。また、環境政策課は、計画の進行状況について報告を受け、取組に対して調整、助言を行います。

(3) 知多市環境審議会

知多市環境審議会は、知多市環境基本条例第17条の規定により設置され、本計画に関して市長の諮問に応じ、調査審議します。

(4) 近隣自治体、県等との広域的な連携

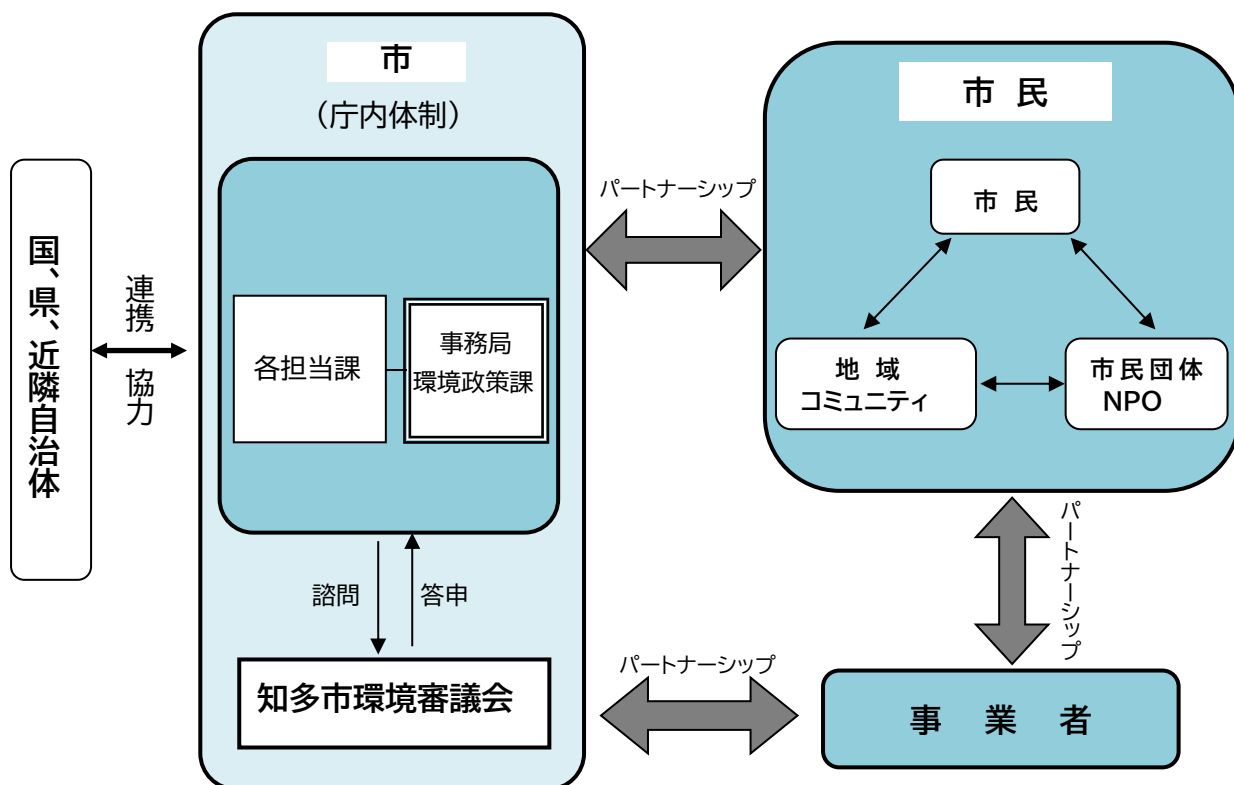
環境問題は、地域や地球全体共通の課題でもあり、生物多様性の保全や地域循環共生圏の構築など、市内での対策だけでは解決できない課題もあります。近隣自治体や県などとの情報交換や協力・連携を図るとともに、周辺地域の市民団体や事業者とも積極的に交流しながら、広域的な連携を進めます。

(5) 普及・啓発

本計画の推進を図るための「出前講座」を開催するほか、環境学習などの機会を通して、計画の普及・啓発を図ります。

また、広報やホームページを通して、適切に情報を提供します。

市民、事業者、市の協働による推進体制



5-2 進行管理

本計画については、①計画 (Plan)、②実施 (Do)、③点検・評価 (Check)、④見直し (Action) のPDC Aサイクルの繰り返しによって、効率的・効果的で適切な進行管理を行います。

また、本計画に示す施策の取組状況や、別に定める個別計画で設定した市の事務事業から排出される温室効果ガス排出量や家庭系ごみ排出量、環境学習講座等の参加人数などの数値目標の達成状況については、広く市民や事業者が知ることができるよう、年次報告書である「知多市の環境」で毎年公表するほか、広報やホームページにも掲載します。



資料編

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)

第 2 章 環境の保全に関する基本的施策(第 7 条—第 16 条)

第 3 章 知多市環境審議会(第 17 条—第 21 条)

附則

私たちのまち、知多市は、四季を通じて比較的温暖な気候と豊かな自然環境に恵まれた緑園都市として発展してきた。

しかしながら、近年の急激な産業の発達や、科学技術の進展は、大量の資源やエネルギーを消費し、様々な形で環境への影響をもたらしてきた。

そのために、身近な自然環境や、うるおいのある快適な生活環境が失われつつあるとともに、人類の生存基盤である地球環境をも損なうおそれが生じてきている。

その結果、将来にわたって良好な環境を維持することが次第に困難になってきている。

すべての市民は、健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、恵み豊かな環境を保全し、創出し、将来の世代に引き継いでいく責務を有する。

私たちは、このことを改めて認識し、すべての市民が一体となって、うるおいとやすらぎのある快適な環境の創造をするとともに、持続的な発展が可能な社会を実現するための施策を推進していくことが重要である。

ここに、環境の保全についての基本理念を明らかにしてその方向性を示し、将来に向かってすべての市民の環境の保全に対する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 環境の保全は、健全で恵み豊かな環境が市民の健康で文化的な生活を営む上で欠くことができないものであることを考慮し、現在及び将来の市民がこの恵沢を享受することができるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 地球環境の保全は、すべての者が自らの課題として認識し、あらゆる事業活動及び日常活動において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な環境の保全に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品等が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(年次報告)

第6条 市長は、毎年、環境の状況及び環境の保全の施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

(施策の策定等に係る指針)

第7条 環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、並びに生活環境及び自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存等が図られるとともに、地域の特性に応じて森林、農地、水辺等における多様な自然環境が体系的に保全されること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、地域の歴史的文化的特性を生かした快適な環境が創造されること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、知多市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ知多市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。

(公共的施設の整備等の推進)

第10条 市は、環境の保全のための公共的施設の整備その他の事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育等)

第 11 条 市は、教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、事業者及び市民が環境の保全についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。
(自発的な活動の促進)

第 12 条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う資源の回収活動、環境美化活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境情報の提供)

第 13 条 市は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに民間団体等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査研究、監視等)

第 14 条 市は、環境の保全に関する施策の策定に必要な調査及び研究を実施するものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視等の体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 15 条 市は、環境の保全を図るための広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と協力してその推進に努めるものとする。

(地球環境の保全の推進)

第 16 条 市は、地球環境の保全のため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策の推進に努めるものとする。

第 3 章 知多市環境審議会

(環境審議会)

第 17 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、知多市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的事項

(組織)

第 18 条 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 関係団体の役職員

(2) 識見を有する者

(3) 企業を代表する者

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第 19 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 20 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長は、委員のうちから互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委任)

第 21 条 第 17 条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(知多市環境審議会条例の廃止)

2 知多市環境審議会条例(平成 9 年知多市条例第 41 号)は、廃止する。

附 則(平成 25 年条例第 10 号)

この条例は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する

(目的)

第 1 条 この条例は、ごみ等の散乱及び愛がん動物のふんの放置等の防止について必要な事項を定め、市、市民等、事業者及び土地の所有者等が一体となり地域の環境美化の促進を図り、もって清潔で快適な生活環境の向上に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ごみ等 飲料を収納していた缶、瓶及びプラスチック容器、包装紙、菓子袋、チューインガムのかみかす、たばこの吸殻その他これらに類するもので、散乱性の高い不用物をいう。
- (2) 愛がん動物 かわいがることを目的に飼養されている哺乳類、鳥類及びは虫類をいう。
- (3) 市民等 市民及び市内に在勤し、在学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (5) 土地の所有者等 市内に土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (6) 公共の場所等 公園、道路、河川、海岸その他の公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所をいう。
- (7) ポイ捨て ごみ等を投棄し、又は放置する行為をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、この条例の目的を達成するため、市民等及び事業者が行う環境美化活動への支援をするとともに、環境美化に関する意識の啓発等総合的な施策の推進に努めなければならない。

(市民等の責務)

第 4 条 市民等は、公共の場所等において自ら生じさせたごみ等をポイ捨てすることなく所定のごみ等の収納容器に入れるほか、これを持ち帰り、適切に処理しなければならない。

2 市民は、自宅及びその周辺の清掃その他の環境美化活動に努めなければならない。

- 3 市民は、知多市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年知多市条例第16号)第8条の3に規定する指定袋の破損等によるごみの散乱又はごみから生ずる汚水の漏えい等により、ごみ収集場所をみだりに汚してはならない。

(喫煙者の責務)

第5条 喫煙をする者は、歩行中に喫煙をしないように努めるとともに、たばこの吸殻入れが設置されていない場所で喫煙をする場合は、ポイ捨てすることなく携帯用吸殻入れに収納するなどし、これを持ち帰り、適切に処理しなければならない。

(愛がん動物の飼養者の責務)

第6条 愛がん動物を飼養する者は、当該動物の習性に応じた適正な管理を行い、ふんの放置等により他人の迷惑とならないようにしなければならない。

2 犬を飼養する者は、公共の場所等において当該犬を散歩させるときは、ふんの回収用具を携帯し、ふんを排せつした場合は、これを持ち帰り、適切に処理しなければならない。

3 愛がん動物を飼養する者が、当該動物を譲渡するときは、新たに飼養する者に対して前2項に掲げる内容を説明しなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、事業活動を行う場所及びその周辺の清掃その他の環境美化活動に努めなければならない。

2 店舗又は自動販売機により飲食物を販売する事業者は、当該店舗又は自動販売機の周辺に販売した飲食物から生ずるごみ等の回収容器を設置することにより、ポイ捨ての防止に努めなければならない。

3 公共の場所等で祭り、大会その他複数の者が集会する行事を主催する事業者は、当該事業の実施によりごみ等が生ずるおそれのあるときは、所定のごみ等の収納容器を設置し、適切な処理をするとともに、散乱している場合には、その場所を清掃しなければならない。

4 公共の場所等において、印刷物その他のものを配布する事業者は、当該配布物が散乱しないようにするとともに、散乱した場合には、当該散乱物を適切に処理しなければならない。

(土地の所有者等の責務)

第 8 条 土地の所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地(以下「管理地」という。)を適正に管理し、地域の良好な生活環境を保全しなければならない。

2 土地の所有者等は、その管理地にごみ等が捨てられた場合において投棄した者が判明しないときは、自らの責任において適切に処理しなければならない。

(市の施策への協力)

第 9 条 市民等、事業者及び土地の所有者等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(指導)

第 10 条 市長は、第 4 条第 1 項及び第 5 条の規定に違反しポイ捨てした者、第 4 条第 3 項の規定に違反しごみ収集場所をみだりに汚した者、第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反しふんの放置等をした者、第 7 条第 3 項及び第 4 項の規定に違反し散乱物を適切に処理しなかった者並びに第 8 条第 1 項の規定に違反し周辺住民の生活環境を著しく害している管理地の所有者等に対し、撤去その他必要な措置を実施するよう指導することができる。

(勧告)

第 11 条 市長は、前条の指導にかかわらず、改善又は適正な措置を実施しない者に対し、改善又は必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第 12 条 市長は、前条の勧告に従わなかった者に対し、期限を定めてその勧告に従うよう命令することができる。

(公表)

第 13 条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が命令に従わないときは、市長の定めるところにより、その旨を公表することができる。

(委任)

第 14 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

パブリックコメント

事業や計画の意思決定をする前に、その内容、趣旨を市民に公表し、提出された意見を考慮して、意思決定を行う手続きです。

【当初策定時】

- 実施期間：令和2年12月18日（金）～令和3年1月22日（金）
- 資料の配布場所：環境政策課、市ホームページ、市役所情報コーナー
- 意見を提出できる方：市内在住、在勤、または在学の方
市内に事務所、または事業所がある法人や団体
本市に対して納税義務がある方
- 意見の提出方法：直接、郵送、FAX、Eメール
いずれの場合も、住所、氏名（法人・団体の場合は、団体などの所在地、団体名、代表者名）を記載
- 意見の提出件数：5人24件

【一部改訂時】

- 実施期間：令和5年9月27日（水）～令和5年10月26日（木）
- 資料の配布場所：環境政策課、市ホームページ、市役所情報コーナー
- 意見を提出できる方：市内在住、在勤、または在学の方
市内に事務所、または事業所がある法人や団体
本市に対して納税義務がある方
- 意見の提出方法：直接、郵送、FAX、Eメール
いずれの場合も、住所、氏名（法人・団体の場合は、団体などの所在地、団体名、代表者名）を記載
- 意見の提出件数：4人15件

(1) 委員名簿

【当初策定時】

(敬称略)

氏 名	区 分
佐久間 雅 之	市医師会代表 (令和2年度)
竹 内 和 美	// (令和2年度)
尾 内 一 如	// (令和元年度)
青 山 典 裕	// (令和元年度)
篠 田 由起子	市薬剤師会代表
土 井 恵美子	あいち知多農業協同組合代表 (令和2年度)
竹 内 市 江	// (令和元年度)
加 藤 勝 久	市商工会代表
◎藤 井 敏 夫	学識経験者
吉 川 勉	//
高 山 博 好	//
吉 房 瞳	//
中 野 克 彦	企業代表 (東邦ガス株式会社) (令和2年度)
長 岡 俊 英	// (株式会社LIXIL) (令和元年度)
平 松 鋼 一	コミュニティ代表 (八幡)
片 桐 和 夫	// (新知) (令和2年度)
○西 尾 和 男	// (新知) (令和元年度)
○永 井 英 明	// (岡田)
石 井 秀 典	// (旭) (令和2年度)
岡 部 道 生	// (旭) (令和元年度)
市 野 恵	元西知多医療厚生組合ごみ処理基本構想検討委員会委員
吹 原 美 香	知多市教育委員 (令和元年度)
小 出 真 二	名古屋港管理組合

※◎会長 ○副会長

【一部改訂時】

(敬称略)

氏 名	区 分
中山由紀子	市医師会代表
平野眞英	//
篠田由起子	市薬剤師会代表
土井恵美子	あいち知多農業協同組合代表
加藤勝久	市商工会代表
市野 恵	地域福祉サポートちた代表
桑山幹根	名古屋港管理組合
◎藤井敏夫	学識経験者
吉川 勉	//
宇都木 悟	//
高山博好	//
吉房 瞳	//
○薄井智貴	//
太田義彦	企業代表(出光興産株式会社)
浅井 宏	コミュニティ代表(八幡)
近藤信吾	// (新知)(令和4年度)
竹内克典	// (新知)(令和5年度)
磯野健司	// (岡田)(令和4年度)
竹内淳介	// (岡田)(令和5年度)
竹上 登	// (旭)(令和4年度)
川崎常次	// (旭)(令和5年度)

※◎会長 ○副会長

(2) 諮問

【当初策定時】

知環発第60号
令和2年12月22日

知多市環境審議会
会長 藤井敏夫様

知多市長 宮島壽男

第3次知多市環境基本計画について（諮問）

知多市環境基本条例第8条第1項の規定による第3次知多市環境基本計画の策定に当たり、同条第3項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

【一部改訂時】

知環発第48号
令和5年8月17日

知多市環境審議会
会長 藤井敏夫様

知多市長 宮島壽男

第3次知多市環境基本計画一部改訂について（諮問）

知多市環境基本条例第8条第1項の規定による第3次知多市環境基本計画の改訂に当たり、同条第3項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

(3) 答申

【当初策定時】

令和3年2月9日

知多市長 宮 島 壽 男 様

知多市環境審議会
会長 藤 井 敏 夫

第3次知多市環境基本計画について（答申）

令和2年12月22日付け知環発第60号で諮問のありました第3次知多市環境基本計画の策定について、当審議会において慎重に審議した結果、別冊のとおり取りまとめましたので答申します。

なお、計画の推進に当たっては、下記の事項に十分配慮されるよう要望します。

記

- 1 基本理念「つくる、つたえる、つなぐ ～未来に続く ふるさと知多～」に基づき、持続可能な社会の実現に向け、既存の取組の一層の推進を図るとともに、新規の取組の具体化を早期に図るなど、最大限努力してください。
- 2 計画の内容を分かりやすく市民、事業者に伝え、共有を図るとともに、市民、事業者の参画を得た計画の推進に努めてください。
- 3 社会情勢の変化を機敏に捉え、必要に応じた見直しを行い、計画の実行性を高めてください。

別冊

第3次知多市環境基本計画（案）

【一部改訂時】

令和5年11月14日

知多市長 宮 島 壽 男 様

知多市環境審議会
会長 藤 井 敏 夫

第3次知多市環境基本計画について（答申）

令和5年8月17日付け知環発第48号で諮問のありました第3次知多市環境基本計画一部改訂について、当審議会において慎重に審議した結果、別冊のとおり取りまとめましたので答申します。

なお、計画の推進に当たっては、下記の事項に十分配慮されるよう要望します。

記

- 1 基本理念「つくる、つたえる、つなぐ ～未来に続く ふるさと知多～」に基づき、持続可能な社会の実現に向け、既存の取組の一層の推進を図るとともに、新規の取組の具体化を早期に図るなど、最大限努力してください。
- 2 市自ら地球温暖化に関する率先行動を積極的に展開するとともに、市民や事業者に対して計画の内容を分かりやすく伝えることにより、市民や事業者の参画を得た計画の推進に努めてください。
- 3 社会情勢の変化を機敏に捉えて必要に応じた見直しを行い、計画の実効性を高めてください。

別冊

第3次知多市環境基本計画一部改訂（案）



梅香る わたしたちの緑園都市

第3次知多市環境基本計画

令和3年2月策定
(令和5年12月一部改訂)

知多市環境経済部環境政策課

〒478-8601 知多市緑町1番地

電話 0562-36-2660 (直通) FAX 0562-32-1010

URL <https://www.city.chita.lg.jp>

E-mail kankyou@city.chita.lg.jp